

官報

号外 昭和二十二年十月三十一日

○第一回衆議院會議錄第五十二号

昭和二十二年十月三十日(木曜日)

午後二時三十分開議

議事日程 第五十一号

昭和二十二年十月三十日(木曜日)

午後一時開議

第一 自由討議 (前会の續)

○議長(松岡駒吉君) 諸般の報告をいたさせます。

〔参事朗読〕

本日委員会に付託された議案は次の通りであります。

(内閣提出)地方鉄道法の一部を改正する法律案

運輸及び交通委員会に付託

〔朗読を省略した報告〕

一、常任委員の辞任に伴い、昨二十九日議長において、次の通り補欠指名した。

決算委員 大瀧竜代司君

一、昨二十九日提出した緊急質問は、次の通りである。

叶凸君の不穩当なる発言に関する緊

急質問(網島正興君提出)

一、去る二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員竹山祐太郎君提出輸出絹織物事業小工場の機能發揮に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

輸出絹織物事業小工場の機能發揮に関する質問主意書

一、要旨

わが日本建設のためこの度自由貿易が認められ、原綿の個人買付が許されたことは、財源發展のため一進歩と認められるが、この機において従来の諸弊害となつていた諸事情を再検討して、眞に民主的な行方方を確立することが要務であると確信する次第である。

思うに従来はややもすれば、一部の封建的組織が、その規模の龐大なことを利用し、小企業家を圧迫し、独占的に利潤を追求し、いわ

ゆる財閥を確立した点より観れば、およそ企業は、その企業の大小にかかわらず、生産面においては同一の立場においてこれに当り得る仕組を確立することが必要である。

右の観点よりする時、機業界においてその弊害として次の三点が挙げられると思ふ。即ち、

第一に、機元制度である。本制度は特に絹織物等の製織を主体とする零細工場地区に行はれ、絹糸供給関係に立つ紡績会社と織物工場との間に、機元という中間商が介在し、製織工場の小規模で、資金その他無力なのに乘じて、紡績会社と提携して零細な織布業者をブリードし、その中間搾取を確にしたものである。

第二に、いわゆる紡績リンク制である。本制度は紡績会社の織布業者に比し、その規模の大で資金その他の強大なことを利用し、自己の計画の下に、織布業者に絹糸

を與え、製織させてその工資のみを支拂い、もつて織布業者を、紡績会社出張所のような奇景を呈せしめて、顔占せしめるものである。

第三に考えられるのは、現在行われている原糸の契約前の先渡行為である。これを放任するときは、特殊関係業者は、その余力を利用して、優先的に原糸の先渡を受け、そのため連綿のない業者は、原糸の配給を遅延せしめられ、その生産能力、製品の品質において全く浮ばれない破目に追いやられ、なお、これによる制裁は、同様に課せられるのである。

以上の点を除去し、全國三分の二を占める中小織布工場として、生産面においては堂々と他の大工場の間に伍して、各目の能力を最大限に發揮せしめることに、民主主義の發展の上、貿易振興のため、眞に緊要の要務であると確信する。

二、対策

右の主旨に即應するためには、先づ取りあえず次のような組織対策を緊要とするので、速かな政策の樹立を要する。

(一) 先づ零細工場の大工場への

對抗のため、零細工場(現在の協同組合)は、同種の機織約百五十合に達するまで協同体を結成せしめ、この責任者を選定し、代表者を定め、大規模工場と同等の地位に置くこと。

(二) 原糸の受入、受出については、紡績同業会と、絹スフ織物工業会との同等の立場において、その協議により紡績部門と織布事業部門との大割を定め、各々に配分するものとする。

右質問する。

昭和二十二年十月二十八日

内閣総理大臣 片山 哲

衆議院議長松岡駒吉殿

衆議院議員竹山祐太郎君提出輸出絹織物事業小工場の機能發揮に関する質問に対し別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹山祐太郎君提出輸出絹織物事業小工場の機能發揮に関する質問に対する答弁書

機業界に存する従来の弊害として機元制度、紡績リンク制及び先渡行為の三者が挙げられているが、第一の機元制度は織布業者が會つて農村において農閑期を利用して行われた時

代に存したものであつたが、これと昭和十四、五年頃より原糸の逼迫と共にその姿を消し、現在では銘仙その他の他に僅かに見られる他殆んどその姿を消しており、第二の紡績リンク制は昨年一杯を以て完全に廃止されているものである。

織出綿布については「指定生産資材割当規則」及び「指定織維資材配給規則」を適用して取扱うこととなつてゐるが、それによれば直接織布業者に対し原糸の割当券をなし、織元制度及び紡績リンク制はこれを認めざる方針である。第三の先渡行爲は、現在も行われてゐるものであるが、前述の規則では切符と引換に非ざれば原糸の受渡をなしてはならぬことを規定すると共に、切符をもつて原糸を要求する織布業者に対して糸供給者（紡績業者及び糸販賣業者）は正当の理由なくしては、これを拒み得ないことを規定し、先渡行爲による弊害を除去せんとしている。しかし如何に法規を以て規制しても資本力の相違によつて零細工場が種々の不利益を受けることは当然生ずるものであるから、これが対策として御説の如く零細工場を協同体となすことが必要である。そのためには、

織機約百五十台位を以て適当なりと

考えられるのであるが、かかることは政府が強制してできるものではなく、業者の自覚により可能なるものと思う。小規模の事業者が相互扶助を目的として協同し、市場において大規模の事業者と競争しうる体制を整へることは、公正且つ自由な競争の促進、事業活動の活潑化に資するものであり、種々禁止法も、協同組合については適用除外すると規定してゐる。（二十四條）なお織布業者が貿易屋との間に輸出綿布の委託加工契約をなす時零細工場については協同組合が契約者となりうるのである。

対策の二として紡績同業会と綿スフ織物工業会とが対等の立場において紡績関係織物工場と織布事業工場との原糸の受入の大割を定めることが指摘されているが、これは既に両者の共同委員会により行われてゐるものであり、今後においては商工省において直接各工場別生産実績等に應じ原糸の割当をなすのであつて、これが割当については諮問委員会等の意見を十分取り入れその適正公平を期する方針である。

○議長（松岡駒吉君） これより会議を開きます。

○議長（松岡駒吉君） 去る二十五日内閣総理大臣から、國家公務員法附則第二條第六項及び同法第五條の規定に基づいて、臨時人事委員長に淺井清君、臨時人事委員に上野陽一君及び山下興家君を任命するため、本院の同意を得たことの申出がありました。右申出の通り同意を與えるに御異議ありませんか。

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本院はこれに同意を與えることに決しました。

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。

職業安定法案を議題といたします。委員長は報告を求めます。労働委員会理事山下繁二君。

- 職業安定法案
- 職業安定法目次
- 第一章 總則
 - 第二章 政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導
 - 第一節 通則
 - 第二節 職業紹介
 - 第三節 職業指導
 - 第四節 職業補導
 - 第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業
 - 第一節 職業紹介
 - 第二節 労働者の募集
 - 第三節 労働者供給事業
 - 第四章 雑則
 - 第五章 罰則
- 附則
- 職業安定法
- 第一章 總則
- （法律の目的）
- 第一條 この法律は、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が、関係行政廳又は関係團體の協力を得て、各人に、その有

する能力に適當な職業に就く機会を與えることによつて、工業その他の産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を図るとともに、經濟の興隆に寄與することを目的とする。

（職業選択の自由）

第二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。

（均等待遇）

第三條 何人も、人種、國籍、信條、性別、社會的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定めのある場合は、この限りでない。

（政府の行う業務）

第四條 政府は、第一條の目的を達成するために、左の業務を行う。

一、國民の労働力の需要供給の適正な調整を図ること及び國民の労働力を最も有効に發揮させるために必要な計画を樹立すること。

と。

二 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集又は労働者供給事業を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

三 求職者に対し、迅速に、その能力に適當な職業に就くことをあつて旋すること。

四 求職者に対し、必要な職業指導又は職業補導を行うこと。

五 労働力の需要供給に関する情報その他の資料を集め、又はこれを周知させること。

六 個人、団体、学校又は関係行政の協力を得て、公共職業安定所の業務の運営の改善向上を図ること。

七 失業保険法の規定によつて、給付を受けるべき者について、職業紹介、職業指導又は職業補導を行い、失業保険制度の健全な運用を図ること。

(定義)

第五條 この法律で職業紹介とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつて旋することという。

この法律で職業指導とは、職業に就こうとする者に対し、その

者に適當な職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適應性を大ならしめるために必要な実習、指示、助言その他の指導を行うことをいう。

この法律で職業補導とは、特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けることをいう。

この法律で労働者の募集とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人をして、労働者となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

この法律で労働者供給とは、供給契約に基いて労働者を他人に使用させることをいう。

第二章 政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導

第一節 通則

(職業安定局及び職業安定事務所)

第六條 労働省職業安定局長は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について、職業安定事務所長及び都道府県知事を指揮監督するとともに、公共

職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、重要産業に対する労働者募集計画の樹立及び実施、失業対策の企画及び実施、労働力の需要供給を調整するための主要労働力需要供給圏の決定、職業指導及び職業補導に関する政策の樹立その他この法律の施行に關し必要な事務を掌り、所屬の職員を指揮監督する。

職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、重要産業に対する労働者募集計画の樹立及び実施、失業対策の企画及び実施、労働力の需要供給を調整するための主要労働力需要供給圏の決定、職業指導及び職業補導に関する政策の樹立その他この法律の施行に關し必要な事務を掌り、所屬の職員を指揮監督する。

労働大臣は、必要があると認めるときは、職業安定事務所を設置し、二以上の都道府県にわたる業務の連絡に當らせ、又は公共職業安定所關係の事務に従事する都道府縣の職員に対し、その技術に關する事務について、適當な指示若しくは助言をさせることができる。

(都道府縣知事の権限)

第七條 都道府縣知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に關し、公共職業安定所の業務の連絡統一に關する業務を掌り、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(公共職業安定所)

第八條 政府は、職業紹介、職業指導、職業補導、失業保険その他この法律の目的を達成するために必要

な事項を行わせるために、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。

に轉じさせることはないものとす。

公共職業安定所は、労働大臣の管理に属する。

公共職業安定所長は、都道府縣知事の指揮監督を受けて、所屬を掌理し、所屬の職員を指揮監督する。

公共職業安定所の位置、名称、管轄区域及び事務取扱の範圍は、労働大臣がこれを定め、職員の定員その他公共職業安定所について必要な事項は、政令でこれを定める。

(職員の任用その他の人事)

第九條 公共職業安定所その他の職業安定機關の行う業務を効果あらしめるために、國、都道府縣又は公共職業安定所において、専らこの法律を施行する業務に従事する官吏その他の職員は、労働大臣の定める資格又は経験を有する者でなければならない。

前項に規定する官吏その他の職員については、職業安定機關に通ずる一定の基準によつて、勤続年数の計算及び補職、給與その他の人事を行い、並びにその意に反して、職業安定機關以外の機關の職

に轉じさせることはないものとす。

第一項に規定する國の官吏その他の職員は、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府縣及び公共職業安定所の二級官である官吏は、都道府縣知事の內申に基いて、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府縣及び公共職業安定所の三級官である官吏その他の職員は、都道府縣知事がこれを任命する。

(連絡委員)

第十條 公共職業安定所の業務を補助させるために、連絡委員を置く。

前項の連絡委員は、都道府縣知事が、これを命ずる。

前二項に定めるものの外、連絡委員については必要な事項は、命令でこれを定める。

(市町村長の職務)

第十一條 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)は、公共職業安定所長の指示に従い、左の事務を行う。

一 公共職業安定所に直接申し込むことのできない求人又は求職の申込について、これを公共職

業安定所に取り次ぐこと。

二 求人者又は求職者の身元等の調査に關し、公共職業安定所から照会があつた場合これを調査すること。

三 公共職業安定所からの求人又は求職に關する通報について、これを周知させること。

(職業安定委員会)

第十二條 公共職業安定所の業務その他この法律の施行に關する重要事項を審議させるために、中央職業安定委員会、都道府縣職業安定委員会及び特別地区職業安定委員会を置く。

労働大臣は、前項に規定する職業安定委員会の外、關係都道府縣知事の申請に基いて必要があると認めるときは、都道府縣内の一部を管轄区域とする地区職業安定委員会を置くことができる。

中央職業安定委員会は、労働大臣の諮問に、特別地区職業安定委員会、労働大臣又は關係都道府縣知事の諮問に、都道府縣及び地区職業安定委員会は、關係都道府縣知事の諮問に應じて第一項に規定する事項を調査審議する外、必要に應じ關係行政廳に建議することができる。

公共職業安定所長は、關係がある特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会に対し、意見を求めることができる。

職業安定委員会は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者及び公益を代表する者でこれを組織する。

労働者を代表する者及び雇用主を代表する者は、各、同数とする。

中央職業安定委員会の委員は、労働大臣がこれを命じ、都道府縣職業安定委員会、特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会の委員は、關係都道府縣知事が推薦した者について、労働大臣がこれを命ずる。

都道府縣職業安定委員会、特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会は、一箇月に一回以上、中央職業安定委員会は、三箇月に一回以上、これを招集しなければならない。

職業安定委員会は、必要があると認めるときは、その業務に關する事項について、關係行政廳に報告を求めることができる。

前各項に定めるものの外、職業安定委員会について必要な事項は、政令でこれを定める。

(業務報告の様式)
第十三條 職業安定局長は、都道府縣及び公共職業安定所が、この法律の規定によつてなす業務報告の様式を定めなければならない。

都道府縣及び公共職業安定所の業務報告は、前項の様式に従つて、これをしなければならない。

(労働力の需給に關する調査)
第十四條 職業安定局長は、都道府縣及び公共職業安定所の労働力の需要供給に關する調査報告により、雇用及び失業の状況に關する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基いて、労働力の需要供給の調子を図り、以て雇用量を増大することに努めなければならない。

(職業調査及び職業に対する奉仕)
第十五條 職業安定局長は、労働者の募集、選考、配置轉換等に関する問題の處理について、雇用主から指導を求められた場合においては、職業に關する調査の結果に基いて、その處理に必要な資料、方法及び基準を指示し、以て職業の進展に奉仕することに努めなければならない。

職業安定局長は、公共職業安定所に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成しなければならない。

第二節 職業紹介

(求人の申込)

第十六條 公共職業安定所は、いかなる求人の申込も、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するとき、又はその申込の内容をなす賃金、労働時間その他の労働條件が、通常の労働條件と比べて、著しく不適当であると認めるときは、その申込を受理しないことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求人者に対し、その求人数、労働條件その他求人条件について、指導することができる。

(求職の申込)

第十七條 公共職業安定所は、いかなる求職の申込についても、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するときは、その申込を受理しないことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求職者に対し、その就職先、労働條件、就職地その他求職の條件について、指導することができる。

公共職業安定所は、特殊な業務に對する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

(労働條件等の明示)

第十八條 求人者は、求人の申込に當り、公共職業安定所に對し、公共職業安定所は、紹介に當り、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働條件を明示しなければならない。

(紹介の原則)

第十九條 公共職業安定所は、求職者をその能力に適合する職業に紹介するように努めなければならない。

公共職業安定所は、求職者に対し、できるだけその住所又は居所の変更を必要としない就職先に、これを紹介するよう努めなければならない。

公共職業安定所が、その管轄区

域内において、求人者の希望する求職者又は求人数を充足することができないときは、近接する公共職業安定所に連絡し、その公共職業安定所において、充足が困難なときは、他の公共職業安定所に連絡しなければならない。

公共職業安定所間の連絡に関する手続について必要な事項は、命令でこれを定める。

(争議行為に対する不介入)

第二十條 公共職業安定所は、争議行為における中立の立場を維持するため、現に争議行為が発生していることが明らかた業務の部門又は争議行為の発生する虞があることが明らかた業務の部門に、求職者を紹介してはならない。

公共職業安定所は、その紹介する業務の部門が、前項に規定する部門以外のものである場合においては、争議行為発生中であつても、その部門に求職者をあつ旋することが出来る。この場合において、公共職業安定所は、求職者に対し、紹介先に争議行為が発生している旨を文書によつて通告しなければならない。

(施行規定)

第二十一條 職業紹介の手続その他職業紹介に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 職業指導

(職業指導の原則)

第二十二條 公共職業安定所は、身体に障害のある者、あらたに職業に就こうとする者その他職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し、職業指導を行わなければならない。

(適性検査)

第二十三條 公共職業安定所は、必要があるとき、職業指導を受ける者について、適性検査を行うことができる。

(学校に対する協力)

第二十四條 公共職業安定所は、学校を卒業する者に対し学校の行う職業指導に、協力しなければならない。

(施行規定)

第二十五條 職業指導の方法その他職業指導に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四節 職業補導

(職業補導の原則)

第二十六條 職業補導は、労働力の需要供給の状況に應じて、必要な

職業種目について行わなければならない。身体に障害のある者その他特別の職業補導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適するよう補導の種目及び方法が選定されなければならない。

職業補導には、共同作業施設及び共同作業特別施設における作業の訓練を含むものとする。

(職業補導所の設置)

第二十七條 都道府県知事は、前條の職業補導を行うため、職業補導所を設置して、自らこれを經營し、又は公共団体その他の者に、その經營を委託することができる。

労働大臣は、都道府県において職業補導事業を行うことが必要であると認める場合において、当該都道府県知事がその職業補導事業を行わないときその他特別の事情があるときは、職業補導所を設置して、自らこれを經營し、又は公共団体その他の者に、その經營を委託することができる。

(補助金等)

第二十八條 政府は、都道府県知事が設置する職業補導施設の經營に

要する費用について、その全部又は一部を補助することができる。

政府は、職業補導所において職業補導を受ける者に対して、手当を支給することができる。

(職業補導の基準の制定等)

第二十九條 労働大臣は、公共団体その他の者の行う職業補導事業に關し、職業補導所の規模、補導種目補導内容及び補導期間に關し必要な基準を定め、教科書の編纂、設備又は資料の確保その他職業補導所の經營に關し必要な事項について、これを援助しなければならない。

公共職業安定所は、前項の職業補導所において補導を受けるべき者の選考及びあつ旋を行わなければならない。

(都道府県知事の行う援助)

第三十條 都道府県知事は、工場事業場等が、労働基準法に規定する技能者養成以外の作業の訓練計画を実施しようとするときは、これに対し、必要な技術につき、援助をしなければならない。

(施行規定)

第三十一條 前五條に定めるものの外、職業補導事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

項は命令でこれを定める。

第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

第一節 職業紹介

(有料、営利職業紹介事業)

第三十二條 何人も、有料で又は營利を目的として職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業に従事する者の職業をあつ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、予め中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

有料で又は營利を目的として職業紹介事業を行う者は、労働大臣の許可を受けた金額を超える手数料その他の報償金を受けてはならない。

第一項の許可の有効期間は、一年とする。

第一項の許可の申請の手続その他有料で又は營利を目的として行う職業紹介事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(無料職業紹介事業)

第三十三條 無料の職業紹介事業を行わんとする者は、労働大臣の許可を受けなければならない。

労働大臣が前項の許可をなすには、予め中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

第一項の許可の有効期間は、二年とする。

第一項の許可の申請手続その他無料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(帳簿書類の作成等)

第三十四條 第十六條から第十八條まで、第十九條第一項及び第二十條の規定は、政府以外の者の行う職業紹介事業について、これを準用する。

前二條の規定によつて職業紹介事業を行う者は、その業務に關して、命令で定める帳簿書類を作成し、その事務所に備えて置かなければならない。

第二節 労働者の募集

(文書による募集)

第三十五條 新聞紙、雜誌その他の刊行物に掲載する廣告又は文書の掲出若しくは頒布による労働者の募集は、自由にこれを行ふことができる。但し、通常通動すること

ができる地域以外の地域から、労働者を募集しようとする場合においては、募集を行ふ者は、募集の内容を、公共職業安定所長に通報しなければならない。

(文書以外の方法による募集)

第三十六條 労働者を雇用しようとする者が、前條に規定する方法以外の方法で、自ら労働者を募集し、又はその被用者をして労働者を募集せよとするとときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

但し、通常通動することができるときは、労働者を募集する場合、この限りでない。

(委託募集)

第三十七條 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとする者が、その被用者以外の者に報償金を與えようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

(募集の制限)

第三十八條 公共職業安定所長は、労働力の需要供給を調整するため必要があるときは、第三十五條の

規定による募集に關し、募集地域又は募集時期について、文書による理由を附して制限することができる。

労働大臣は、前二條の規定によつて労働者の募集を許可する場合においては、労働者の募集を行わんとする者に対し、募集地域、募集人員その他募集方法に關し必要な指示をなすことができる。

(募集地域の原則)

第三十九條 労働者の募集を行わんとする者は、通常通動することができるときは、労働者を募集し、その地域から、労働者を募集することが困難なときは、その地域に近接する地域から、労働者を募集するように努めなければならない。

(報償受領の禁止)

第四十條 募集を行ふ者は第三十六條若しくは第三十七條第一項の規定によつて労働者の募集に従事する者は、募集に應じた労働者から、第三十二條第三項の手数料その他の報償金の外、その募集に關し、いかなる名義でも、財物又は利益を受けてはならない。

(財物等の給與の禁止)

第四十一條 労働者の募集を行ふ者は、第三十六條又は第三十七條第一項の規定によつて労働者の募集に従事する者に対し、同條第二項の規定によつて労働大臣の許可を受けた報償金又は実費弁償その他被用者に支給する賃金若しくは給料及びこれらに準ずるものを除いては、財物又は利益を與えてはならない。

(労働条件等の明示、爭議行為に対する不介入)

第四十二條 第十八條及び第二十條の規定は、労働者の募集について、これを準用する。

(施行規定)

第四十三條 労働者の募集に關する許可の申請手続その他労働者の募集に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 雜則

(報告の請求)

第四十八條 行政廳は、必要があると認めるときは、労働者を雇用する者から、労働者の雇入又は雇入の状況、賃金その他の労働条件等職業安定に關し必要な報告をさせることができる。

(検査)

第四十九條 行政廳は、許可を受けて職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に対し、事業又は業務に關する報告をさせ、当該官吏をして、その事業所又は事務所に臨檢し、事業若しくは業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第三節 労働者供給事業

(労働者供給事業の禁止)

第四十四條 何人も、第四十五條に規定する場合を除くの外、労働者供給事業を行つてはならない。

(労働者供給事業の許可)

第四十五條 労働組合法による労働組合が、労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を

(労働条件等の明示、爭議行為に対する不介入)

第四十六條 第十八條及び第二十條の規定は、前條の労働組合の行う労働者供給事業について、これを準用する。

(施行規定)

第四十七條 労働者供給事業に關する許可の申請手続その他労働者供給事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

前項に規定する検査を行う場合において、当該官吏は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(事業の停止又は許可の取消)

第五十條 労働大臣は、許可を受けて職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者が、法令若しくはこれに基づく行政廳の処分違反し、又はその事業若しくは業務が公益を害する虞があると認めるときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(秘密の厳守)

第五十一條 公共職業安定所の業務又は政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集若しくは労働者供給事業に関して、労働者、雇用主その他の者から知り得た労働者又は雇用主の個人的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。但し、職業安定局長の指示に基づいて公表する場合は、この限りでない。

(職員の実務訓練)

第五十二條 政府は、その行う職業紹介、職業指導、職業補導その他

この法律の施行に関する事務に従事する職員を教養し、及びその訓練を行うため、計画を樹立し、必要な施設を設けなければならない。

(官廳間の連絡)

第五十三條 政府は、この法律に規定する職業紹介、職業指導、職業補導、労働力の需要供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官廳の事務の調整を図り、及び國民の労働力を最も有効に發揮させる方法を協議するため必要があると認めるときは、連絡委員会を設置することができる。

(雇入方法等の指導)

第五十四條 労働大臣は、労働者の雇入方法を改善し、及び労働力を事業に定着させることによつて生産の能率を向上させることについて、工場事業場等を指導することができる。

(費用の支出)

第五十五條 政府は、公共職業安定所その他の職業安定機關がこの法律を施行するために必要な経費を支出しなければならない。

労働大臣は、前項の規定によつて都道府縣に配賦すべき同項の経

費の配賦基準を定め、都道府縣知事の申請により、その基準に基いて、これを配賦しなければならない。

都道府縣知事又は市町村長は、

この法律の規定によつて行うその業務の改善向上を図るため、前項の規定によつて配賦を受けた國の経費の外必要な経費を支出することができる。

(都道府縣知事に対する監督)

第五十六條 労働大臣は、都道府縣知事のした処分が、この法律若しくはこの法律の規定に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反すると認めるときは、文書を以て、当該都道府縣知事にその旨を通告し、且つ、その文書を受領した後三十日以内に当該違反の事項を是正すべきことを命令しなければならない。その文書には、当該都道府縣知事の違反事項を明記しなければならない。

第五十七條 前條の命令を受けた都道府縣知事が、同條に規定する期間内に当該違反事項を是正しないときは、労働大臣は、当該都道府縣を管轄する高等裁判所に對し、当該都道府縣知事に違反事項の是正を命ずべきことを請求すること

正を命ずべきことを請求することができる。

労働大臣は、高等裁判所に對し、前項の規定による請求をしたときは、直ちに文書を以て、これを当該都道府縣知事に通告するとともに、高等裁判所に對し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

高等裁判所は、第一項の規定による請求を受けたときは、審理の期日に當事者を呼び出さなければならない。審理の期日は、第一項の規定による請求を受けた日から、二十日以内とする。

高等裁判所は、労働大臣の請求が理由があると認めるときは、当該都道府縣知事に對し、二十日以内に、当該違反事項を是正すべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

第五十八條 都道府縣知事が、前條第四項の裁判に従い違反の事項を是正しないときは、労働大臣は、同條第一項の高等裁判所に對し、その事実の確認の裁判を求めることができる。

労働大臣は、前項の確認の裁判があつた後、必要があると認める

ときは、この法律の規定により、当該都道府縣内に設置された公共職業安定所その他の職業安定機關を直接に指揮監督するとともに、所屬の官吏をして、都道府縣知事に代わつて、この法律の規定によりその行うべき職務を行わせることができる。

前條第四項の裁判を受けた都道府縣知事は、同條第一項の高等裁判所に對し、当該裁判に従い違反の事項を是正したことを証明して、前項の規定による労働大臣の権限を消滅させることを請求することができる。

第五十九條 前二條の規定による裁判に對しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することができる。

前項の規定による上訴は、執行停止の効力を有しない。

前三條に規定する高等裁判所の審理及び裁判の手續は、最高裁判所がこれを定める。

第六十條 前三條に規定する手續については、労働大臣は、必要があると認めるときは、司法大臣に協力及び援助を求めることができる。

(補則の委任)

第六十一條 この法律に規定する労働大臣の権限は、命令の定めるところによつて、これを行政廳に委任することができる。

(船員に対する適用除外)

第六十二條 この法律は、船員法第一條に規定する船員については、これを適用しない。

第五章 罰則

第六十三條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千万以上三千万以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

第六十四條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一千万以下の罰金に処する。

一 第三十二條第一項本文の規定

に違反した者又は同項但書の規定に違反して労働大臣の許可を受けず有料で若しくは営利を目的として職業紹介事業を行つた者

二 第三十三條第一項の規定に違反した者

三 第三十六條又は第三十七條第一項の規定に違反した者

四 第四十四條の規定に違反した者

五 第四十五條の規定に違反して主務大臣の許可を受けず、又は有料で労働者供給事業を行つた者

第六十五條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千万以下の罰金に処する。

一 第三十七條第二項の規定に違反した者

二 第三十八條の規定による制限又は指示に従わなかつた者

三 第四十條又は第四十一條の規定に違反した者

四 虚偽の報告をなし、又は虚偽の條件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれに従事した者

五 労働条件が法令に違反する工場事業場等のために、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者、又はこれに従事した者

第六十六條 左の各号の一に該当する者は、これを五千万以下の罰金に処する。

一 第三十四條第二項の帳簿書類を作成せず、若しくは備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

二 第四十八條の規定に違反して、故なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十七條 この法律の違反行為をした者が、法人又は人の事業又は業務について、当該法人又は人のために行為をした代理人又は被用者である場合においては、行為者を罰する外、当該法人の代表者又は人が普通の注意を拂へば、その違反行為を知ることができるときは、その法人の代表者又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

法人代表者又は人が違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、当該法人代表者又は人も行為者として、これを罰する。

附則

この法律施行の期日は、その公布の日から六十日を超えない期間において、政令でこれを定める。

この法律施行の際、現に行政廳の許可を受けて、職業紹介事業又は労働者供給事業を行つ者は、この法律施行後三箇月を限り、引き続きその事業を行うことができる。

職業紹介法は、これを廃止する。

職業安定法案(内閣提出)に関する報告書

「都合により第五十八号の末尾に掲載」

「山下榮二君登壇」

○山下榮二君 委員長に代りまして私より、ただいま議題となりました職業安定法案の労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法は、公共職業安定所その他の職業安定機關が、憲法に規定する個人の職業選択の自由趣旨を尊重しつつ、各人の有する能力に適當な職業につく機会を與えることによつて、産業に必要な労働力を充足し、もつて職業の安定をはかるとともに、經濟の興隆に寄與することを目的とするものであります。現行法としては職業紹介法があるものであります。この法律は労働の統制配置を目的としたものであります。新憲法下個人の基本的な人権を尊重しなければならぬ今日、安當を欠く点が多いため、政府はこれを廃止することとし、新たに新憲法の精神に則る職業安定法案が提出せられ、労働委員会に付託されたのであります。

本法は、公共職業安定所その他の職業安定機關が、憲法に規定する個人の職業選択の自由趣旨を尊重しつつ、各人の有する能力に適當な職業につく機会を與えることによつて、産業に必要な労働力を充足し、もつて職業の安定をはかるとともに、經濟の興隆に寄與することを目的とするものであります。現行法としては職業紹介法があるものであります。この法律は労働の統制配置を目的としたものであります。新憲法下個人の基本的な人権を尊重しなければならぬ今日、安當を欠く点が多いため、政府はこれを廃止することとし、新たに新憲法の精神に則る職業安定法案が提出せられ、労働委員会に付託されたのであります。

しかし、本委員会は八月十五日から十月二十八日に至るまで七回にわたつて開催し、慎重に審議をいたした次第であります。政府からは米窪労働大臣、佐藤法制局長官その他の政府委員が出席せられ、盛んなる答弁、説明が行われたのであります。以下、そのおもな点を申し上げます。

第一に、本法第四條に、この法律の目的を達成するために政府の行う業務の一つとして、「國民の労働力を最も有効に發揮させるために必要な計画

を樹立すること。」と規定してあるの
でありまして、これと関連し、経済再建
計画の一環としての労働力需給調整計
画の樹立の必要性及びこれが企業遂行
に当るべき機関の整備について政府の
所見はどうであるかという点を質問
いたしたのに対し、政府よりは、事は
きわめて廣汎にかつ複雑な問題で
あり、諸般の前提條件が未だ明らかで
ない今日、早急に結果を出すことは困
難であるが、今後これが企画に當るべ
き當局の充実と相まち、要請にこたえ
るよう十分努力する旨の答弁があつた
のであります。

第二に、本法案の第七條、第八條の
規定に關連し、都道府縣知事に對し公
共職業安定所の指揮監督權を委任した
趣旨について質疑が行われたのであり
ます。これに對し政府からは、本來職
業行政は全國にわたる労働力の需給供
給の調整をはかることを要するもの
で、全國的統一性を保持するために、中
央から末端機關に至るまで一本の系統
で運営されるのを理想とするが、他方、
地方自治の本旨を尊重してその間の調
和をはかり、公共職業安定所の第一大
的監督を都道府縣知事に委任したもの
であるとの答弁があつたのでありま
す。

第三に、本法案の第九條に關連し、
職業行政の效果の發揮は、その業務に
従事する職員の素質、能力に依存する
ところはなほ大なるものがあるが、
これに關する政府の所見について質問
がありました。これに對し政府より
は、本條において職業行政職員につい
て「労働大臣の定める資格又は経験を
有するものでなければならぬ。」と規
定してあるのも、職業行政の特質に鑑
み、官更経験にとらわれることなく、
客観的に経験を尊重し、人材を登用す
るとともに、能く限りこの種の専門家
を養成して行政の能率化をはかりと
するものであり、また第五十二條に職
員の教養訓練について特に一條を設け
たるゆえんはこの趣旨にはかならず、
当局としても今後この方面に力を注ぐ
熱意と具體的計画とを有するものであ
るとの答弁があつたのであります。

第四に、第十二條の職業安定委員會
の規定に關し、本委員會の性質が諮問
機關であること、委員會の委員を労働
大臣が命ずることとなつてゐること、
及び委員會を招集すべき回数について
月一回以上あるいは三月に一回以上と
規定してあること等に關し質疑が行わ
れたのであります。これらの点につ
いて政府からは、本委員會は決して單

なる形式的な諮問機關に終らせること
なく、實際運営に當つても委員會の意
見を尊重し、これを行政に反映させる
用意があるとともに、委員の任命につ
いても、形式上は労働大臣が命ずる
が、委員の選任に當つては關係團體の
意向を重んずべきこと、また委員會の
招集回数について法文中に規定したもの
のは、最小限度回数を規定したもの
で、必要に應じて隨時招集し得るもの
もろん、行政上の監督手段によつて
招集回数に關する規定が空文に終らざ
るよう奮勵させる旨の答弁があつたの
であります。

第五に、第二十條の爭議行為に關す
る公共職業安定所の不介入についての
規定に關し、爭議行為に關係ない業務
の部門に求職者を斡旋することを認め
る第二項の規定は、罷業破りに悪用さ
れる可能性はないかとの論議が繰返さ
れたのであります。これに對し政府よ
りは、爭議行為に對する公共職業安定
所の中立の立場は嚴として変らず、本
條第一項に、爭議行為の發生する虞が
あることが明らかな業務の部門に求職
者を紹介してはならないとあるのは、
きわめて廣い意味を有するものであり、
この規定によつて公共職業安定所の
爭議行為に對する不介入の立場は十分

守られるのであつて、實際問題として
も、公共職業安定所は工場、事業場の
爭議の状況に關し勞政事務所と連絡を
密にすることによつて、爭議行為の発
生するおそれがある場合に求職者の紹
介が行われないよう、本條項の運用に
ついて萬全を期する旨の答弁があつた
のであります。

第六に、第二十六條の職業輔導に關
し、職業輔導施設、特に傷痍者に對す
る職業指導並びに特別の職業輔導の強
化を期するよう強い要望があつたので
あります。政府としても現状をもつ
て満足するものではなく、今後要請の
線に沿つて、關係方面とも連絡の上施
設の整備充実に努力する旨の答弁があ
りました。

第七番目に、第三十九條に規定す
る、労働者は通常通勤することができ
る地域から募集するように努めなけれ
ばならないという原則は、反面におい
て、事業がその必要とする適格者を廣
い範圍から求め得るのを困難ならし
め、また失業者が偏在している場合、
その救済にあたり不都合を來すおそれ
はないかとの質問に對しまして、政府
からは、労働者の募集について地元募
集を原則とする本條の規定は、あくま
でも原則であつて、決してこれに對す

る例外を認めない趣旨ではなく、実情
に則して彈力性ある取扱ひをするこ
とは言うまでもないと答弁があつたの
であります。第八番目に、第四十四條
の労働者供給事業の一般的禁
止に關し、その趣旨は結構であ
るが、これが廢止に伴う政府の對策は
どうであるかという質問が行われたの
であります。これに對して政府から
は、まず從來の供給事業所屬の労働者
の常備化をはかるよう指導すること、
次に労働者をして自主的に労働組合を
結成せしめ、その組合に無料の労働者
供給の機能果さしめること、さらに
公共職業安定所を充實強化して十分そ
の機能を發揮させ、從來の供給業者の
営んだ機能に代らしめるよう努めるべ
きこと、また現に労働者供給事業を行
う者については、経過規定として、こ
の法律施行後三箇月を限り引續いて事
業の繼續を認めることとしており、勞
働者供給事業の廢止に伴う今後の措置
に萬全を期している旨の答弁があつた
のであります。

第九番目に、第五十六條以下におい
て、労働大臣の都道府縣知事に對する
監督手段として、都道府縣知事がこの
法律の規定によつてその行ふべき職務
に違反した場合においては、労働大臣

は当該都道府縣知事に正命令を発し、当該都道府縣知事は正命令に従わなければならない。労働大臣はさらに高等裁判所に向つて正命令を請求して代

とともに、失業保険、失業手当制度の実施により生活不安の除去を期している旨を明らかに致されたのであります。

執行を行ひ得ること定められた規定に關し、地方自治との關係から、はたしてかかる制度を設けることが妥協なりや否やについて質疑があつたのであります。これに対して政府からは、かかる制度を設けることは業務の円滑迅速な運営を期する上から必要であるとあり、またかかる行政訴訟を高等裁判所にもちこむことについては、行政裁判所が停止された今日何れも都合なものでなく、都道府縣知事の地位を尊重して手続を慎重ならしめてゐるものであり、またこれが運用にあつては、第五十八條に規定する労働大臣の代行権の発動はできるだけ避け、地方自治の本旨に抵触しないようにしたい所存である旨の答弁があつたのであります。

以上が、大休本法案に対するおもな質疑應答の概要であります。なお本法案の審議に關して、政府のとする失業対策、なかんずく都市失業者及び知識階級者の失業対策について質されたのに対し、政府は、各種の公共事業の実施によつて極力就業の機会を與える

かゝりなしまして、本法案に対する質疑は十月七日終了いたしました。十月三十日、討論に入りました。修正並びに附帯決議を述べ、原案に対する修正議決をした次第であります。

以下、修正箇所について説明を申し上げます。その修正箇所と附帯決議を挙げてみます。修正箇所として、第十三條第五項中「雇用主を代表する者及び公益を代表する者」の下に「各、同数」を加える。

同條第六項を次のように改める。職業安定委員会の委員のうち一名以上は、女子でなければならぬ。

同條第九項の次に次の二項を加える。

職業安定委員会の委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、同議院の労働委員会の合同審査会の議を経て、国会の議決を得なければならない。その金額を変更するときも同様とする。

第二十條を次のように改める。

第二十條 公共職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われようする事務所に、求職者を紹介してはならない。

前項に規定する場合の外、労働委員会が公共職業安定所に対し、事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至る虞の多い争議が発生していることと及び求職者を無制限に紹介することによつて、当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、公共職業安定所は当該事務所に對し求職者を紹介してならない。但し、当該争議の発生前通常使用されていた労働者の員数を維持するため必要な限度まで労働者を紹介する場合は、この限りでない。

第三十三條第二項の下に次のように加える。

但し、労働組合法による労働組合に對し許可をなす場合には、この限りでない。

第四十二條及び第四十六條の標題の「争議行爲」とあるを「労働争議」と改める。

附則第一項を次のように改める。

この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

以上修正いたしましたのであります。次に附帯決議を明説いたします。

一、労働力の需要供給の調整等、労働計画の立案に當りては、労働省を中心として各産業連関との連絡を密にし総合計画を樹立すること。

二、職業に關する行政の特殊性に鑑み職業関係行政官の任用その他の人事に關しては官吏制度におけるが如き資格経験等にとらわれることなく客觀的に考慮の上、人材の登用をなすべきこと。

三、職業安定委員会の職權並びに運用については單なる形式に終らざる種考慮を拂ひ民主的な實際活用を努めること。

四、都道府縣知事に対する監督に當りては、地方自治法との調整に慎重なる態度をとり、摩擦しない様特に考慮を拂ふこと。

以上、委員会の概要を御報告申し上げます。詳細にわたつては速記録によつて御承知をお願いいたします。

以上の各派共同提案による修正あるいは附帯決議を、委員会は満場一致決定いたしました次第であります。何とぞ本會議の各位、御賛同願ひたいことを特

にお預ひ申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

民法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○安平連一君 講事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、民法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

民法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。司法委員長松永義雄君。

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を次のように改正する。

第一條を第一條ノ三とし、第一編第一章の前に次の二條を加える。
第一條 私権ハ總テ公共の福祉ノ爲メニ存ス
權利ノ行使及ビ義務ノ履行ハ信義ニ從ヒ誠實ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
第一條ノ二 本法ハ個人ノ尊嚴ト两性ノ本質的平等トヲ旨トシテ之ヲ解釈スヘシ
第七條中「裁判所」を「家事審判所」に改め、「戸主、」を削る。
第十條及び第十二條第二項中「裁判所」を「家事審判所」に改める。
第十四條乃至第十八條 削除
第十九條第二項中「夫又ハ法定代理人ニ對シテ」を「法定代理人ニ對シ其權限内ノ行爲ニ付キ」に改め、同項但書を削り、同條第四項中「及ビ妻、」
「又ハ夫ノ許可、」「又ハ妻」及び「又ハ許可」を削る。
第二十五條乃至第三十條及び第三十二條第一項中「裁判所」を「家事審判所」に改める。
第九十七條ノ二第四項中「区裁判所」を「簡易裁判所」に改める。
第二百二十條第二項を削る。
第二百二十四條第三項中「夫又ハ」を削る。

第五百五十九條第二項を削る。
第五百五十九條ノ二 夫婦の一方カ他ノ一方ニ對シテ有スル權利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六箇月内ハ時効完成セス
第七十一條及び第七十三條中「執行吏」を「執行吏」に改める。
第三百八條第二項中「又ハ家族」を削る。
第三百十條中「並ニ家族」を削る。
第四百五十條第一項第三号を削り、同條第二項中「又ハ第三号」を削る。
第四編及び第五編を次のように改める。
民法
第四編 親族
第一章 總則
第二章 婚姻
第一節 婚姻の成立
第一款 婚姻の要件
第二款 婚姻の無効及び取消
第三節 婚姻の効力
第一節 夫婦財産制
第一款 總則
第二款 法定財産制
第四節 離婚
第一款 協議上の離婚

第二款 裁判上の離婚
第三章 親子
第一節 父子
第二節 養子
第一款 縁組の要件
第二款 縁組の無効及び取消
消
第三款 縁組の効力
第四款 離縁
第四章 親権
第一節 總則
第二節 親権の効力
第三節 親権の喪失
第五章 後見
第一節 後見の開始
第二節 後見の機關
第一款 後見人
第二款 後見監督人
第三節 後見の事務
第四節 後見の終了
第六章 扶養
第五編 相続
第一章 總則
第二章 相続人
第三章 相続の効力
第一節 總則
第二節 相続分
第三節 遺産の分割
第四章 相続の承認及び放棄

第一節 總則
第二節 承認
第三款 單純承認
第三款 附定承認
第三節 放棄
第五章 財産の分離
第六章 相続人の不存在
第七章 遺言
第一節 總則
第二節 遺言の方式
第一款 普通的方式
第二款 特別的方式
第三節 遺言の効力
第四節 遺言の執行
第五節 遺言の取消
第八章 遺留分
民法
第四編 親族
第一章 總則
第七百二十五條 左に掲げる者は、これを親族とする。
一 六親等内の血族
二 配偶者
三 三親等内の姻族
第七百二十六條 親等は、親族間の世數を算むに、これを定める。
傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の始祖にさかのぼり、その始祖から他の一人に下るまでの世數による。

第七百二十七條 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間における同一の親族關係を生ずる。
第七百二十八條 姻族關係は、離婚によつて終了する。
夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族關係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様である。
第七百二十九條 養子、その配偶者、直系卑屬及びその配偶者と養親及びその血族との親族關係は、離婚によつて終了する。
第七百三十條 直系血族及び同居の親族は、互に扶け合ふなければならない。
第二章 婚姻
第一節 婚姻の成立
第一款 婚姻の要件
第七百三十一條 男は、満十八歳に達し、十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。
第七百三十二條 配偶者のある者は、重婚の婚姻をすることができない。
第七百三十三條 女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過した

後でなければ、再婚をすることができない。

女が前婚の解消又は取消の前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。

第七百三十四條 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。但し、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

第七百三十五條 直系血族の間では、婚姻をすることができない。

第七百二十八條の規定によつて姻族関係が終了した後も、同様である。

第七百三十六條 養子、その配偶者、直系尊属又はその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第七百二十九條の規定によつて親族関係が終了した後も、婚姻をすることができない。

第七百三十七條 未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。

父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様である。

第七百三十八條 禁治産者が婚姻をするには、その後見人の同意を要しない。

第七百三十九條 婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによつて、その効力を生ずる。

前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上から、口頭又は署名した書面で、これをしなければならぬ。

第七百四十條 婚姻の届出は、その婚姻が第七百三十二條乃至第七百三十七條及び前條第二項の規定その他の法令に違反しないことを認められた後でなければ、これを受理することができない。

第七百四十一條 外國に在る日本人間で婚姻をしようとするときは、その國に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることができ、この場合には、前二條の規定を準用する。

第二節 婚姻の無効及び取消

第七百四十二條 婚姻は、左の場合に限り、無効とする。

一 人達その他の事由によつて当

事者間に婚姻をする意思がないとき。

二 当事者が婚姻の届出をしないとき。但し、その届出が第七百三十九條第二項に掲げる條件を欠くだけであるときは、婚姻は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第七百四十三條 婚姻は、第七百四十四條乃至第七百四十七條の規定によらなければ、これを取り消すことができない。

第七百四十四條 第七百三十一條乃至第七百三十六條の規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は檢察官から、その取消を裁判所に請求することができ、但し、檢察官は、当事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。

第七百三十二條又は第七百三十三條の規定に違反した婚姻については、当事者の配偶者又は前配偶者も、その取消を請求することができ。

第七百四十五條 第七百三十一條の規定に違反した婚姻は、不適齡者が適齡に達したときは、その取消を請求することができない。

不適齡者は、適齡に達した後、なお三箇月間は、その婚姻の取消を請求することができる。但し、適齡に達した後を追認をしたときは、この限りでない。

第七百四十六條 第七百三十三條の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消の日から六箇月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消を請求することができない。

第七百四十七條 詐欺又は強迫によつて婚姻をした者は、その婚姻の取消を裁判所に請求することができ。

前項の取消権は、当事者が、詐欺を発見し、若しくは強迫を免かれた後三箇月を経過し、又は追認をしたときは、消滅する。

第七百四十八條 婚姻の取消は、その効力を既往に及ぼさない。

婚姻の当時その取消の原因があることを知らなかつた当事者が、婚姻によつて財産を得たときは、現に利益を受ける限度において、その返還をしなければならない。婚姻の当時その取消の原因があることを知つていた当事者は、婚姻によつて得た利益の全部を返還し

なければならぬ。なお、相手方が善意であつたときは、これに対して損害を賠償する責に任ずる。

第七百四十九條 第七百六十六條乃至第七百六十九條の規定は、婚姻の取消につきこれを準用する。

第二節 婚姻の効力

第七百五十條 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

第七百五十一條 夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができ。

第七百六十九條の規定は、前項及び第七百二十八條第二項の場合にこれを準用する。

第七百五十二條 夫婦は、互に協力し扶助しなければならない。

第七百五十三條 未成年者が婚姻をしたときは、これによつて成年に達したものとみなす。

第七百五十四條 夫婦間で契約をしたときは、その契約は、婚姻中、何時でも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。但し、第三者の権利を害することができない。

第三節 夫婦財産制

第一款 総則

第七百五十五條 夫婦が、婚姻の届

出前に、その財産について別段の
契約をしなかつたときは、その財
産関係は、次の款に定めるところ
による。

第七百五十六條 夫婦が法定財産制
と異なる契約をしたときは、婚姻
の届出までにその登記をしなけれ
ば、これを夫婦の承継人及び第三
者に対抗することができない。

第七百五十七條 外國人が、夫の本
國の法定財産制と異なる契約をし
た場合において、婚姻の後、日本
の國籍を取得し、又は日本に住所
を定めたときは、一年以内にその
契約を登記しなければ、日本にお
いては、これを夫婦の承継人及び
第三者に対抗することができな
い。

第七百五十八條 夫婦の財産関係
は、婚姻届出の後、これを変更
することができない。

夫婦の一方が、他の一方の財産
を管理する場合において、管理が
失当であつたことによつてその財
産を危うくしたときは、他の一方
は、自らその管理をすることを家
事審判所に請求することができ
る。

共有財産については、前項の請
求とともにその分割を請求するこ
とができる。

第七百五十九條 前條の規定又は契
約の結果によつて、管理者を変更
し、又は共有財産の分割をしたと
きは、その登記をしなければ、こ
れを夫婦の承継人及び第三者に対
抗することができない。

第二款 法定財産制

第七百六十條 夫婦は、その資産、
収入その他一切の事情を考慮し
て、婚姻から生ずる費用を分担す
る。

第七百六十一條 夫婦の一方が日常
の家事に關して第三者と法律行爲
をしたときは、他の一方は、これ
によつて生じた債務について、連
帯してその責に任ずる。但し、第
三者に對し責に任じない旨を予告
した場合は、この限りでない。

第七百六十二條 夫婦の一方が婚姻前
から有する財産及び婚姻中自己の
名で得た財産は、その特有財産と
する。

夫婦のいずれに属するか明か
でない財産は、その共有に属するも
のと推定する。

第四節 離婚

第一款 協議上の離婚

第七百六十三條 夫婦は、その協議
で、離婚をすることが出来る。

第七百六十四條 第七百三十八條、
第七百三十九條及び第七百四十七
條の規定は、協議上の離婚にこれ
を準用する。

第七百六十五條 離婚の届出は、そ
の離婚が第七百三十九條第二項及
び第八百九十九條第一項の規定その
他の法令に違反しないことを認め
た後でなければ、これを受理する
ことができない。

離婚の届出が前項の規定に違反
して受理されたときでも、離婚
は、これがために、その効力を妨
げられることがない。

第七百六十六條 父母が協議上の離
婚をするときは、子の監護をすべ
き者その他監護について必要な事
項は、その協議でこれを定める。

協議が調わないとき、又は協議を
することができないときは、家事
審判所が、これを定める。

子の利益のため必要があると認
めるときは、家事審判所は、子の
監護をすべき者を変更し、その他
監護について相当な処分を命ずる
ことができる。

前二項の規定は、監護の範囲外
では、父母の権利義務に変更を生
ずることがない。

第七百六十七條 婚姻によつて氏を
改めた夫又は妻は、協議上の離婚
によつて婚姻前の氏に復する。

第七百六十八條 協議上の離婚をし
た者の一方は、相手方に対して財
産の分與を請求することができ
る。

前項の規定による財産の分與に
ついて、当事者間に協議が調わな
いとき、又は協議をすることがで
きないときは、当事者は、家事審
判所に對して協議に代わる処分を
請求することが出来る。但し、離
婚の時から二年を経過したとき
は、この限りでない。

前項の場合には、家事審判所
は、当事者双方がその協力によつ
て得た財産の類その他一切の事情
を考慮して、分與をさせるべきか
どうか並びに分與の類及び方法を
定める。

第七百六十九條 婚姻によつて氏を
改めた夫又は妻が、第八百九十七
條第一項の權利を承継した後、協
議上の離婚をしたときは、当事者
その他の關係人の協議で、その權

利を承継すべき者を定めなければ
ならない。

前項の協議が調わないとき、又
は協議をすることができないとき
は、前項の權利を承継すべき者
は、家事審判所がこれを定める。

第二款 裁判上の離婚

第七百七十條 夫婦の一方は、左の
場合に限り、離婚の訴を提起する
ことができる。

一 配偶者に不良な行爲があつた
とき。

二 配偶者から惡意で遺棄された
とき。

三 配偶者の生死が三年以上明か
でないとき。

四 配偶者が強度の精神病にかか
り、回復の見込がないとき。

五 その他婚姻を継続し難い重大
な事由があるとき。

裁判所は、前項第一号乃至第四
号の事由があるときでも、一切の
事情を考慮して婚姻の継続を相当
と認めるときは、離婚の請求を棄
却することができる。

第七百七十一條 第七百六十六條乃
至第七百六十九條の規定は、裁判
上の離婚にこれを準用する。

第三章 親子

第一節 実子

第七百七十二條 妻は婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

婚姻成立の日から二百日後又は婚姻の解消若しくは取消の日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものとして推定する。

第七百七十三條 第七百三十三條第一項の規定に違反して再婚をした女が出産した場合において、前條の規定によつてその子の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定める。

第七百七十四條 第七百七十二條の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができない。

第七百七十五條 前條の否認権は、子又は親権を行う母に対する訴によつてこれを行ふ。親権を行う母がないときは、家事審判所は、特別代理人を選任しなければならない。

第七百七十六條 夫が、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認権を失ふ。

第七百七十七條 否認の訴は、夫が子の出生を知つた時から一年以内

にこれを提起しなければならない。

第七百七十八條 夫が禁治産者であるときは、前條の期間は、禁治産の取消があつた後夫が子の出生を知つた時から、これを起算する。

第七百七十九條 嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができない。

第七百八十條 認知をするには、父又は母が無能力者であるときで、その法定代理人の同意を要しない。

第七百八十一條 認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつてこれをする。

認知は、遺言によつても、これをする事ができる。

第七百八十二條 成年の子は、その承認がなければ、これを認知することができない。

第七百八十三條 父は、胎内に在る子でも、これを認知することができ

る。この場合には、母の承諾を得なければならない。父又は母は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、これを認知することができ

成年者であるときは、その承諾を得なければならない。

第七百八十四條 認知は、出生の時にさかのぼつてその効力を生ずる。但し、第三者が既に取得した權利を害することができない。

第七百八十五條 認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない。

第七百八十六條 子その他の利害關係人は、認知に対して反対の事実を主張することができない。

第七百八十七條 子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴を提起することができ

る。但し、父又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない。

第七百八十八條 第七百六十六條の規定は、父が認知をする場合にこれを準用する。

第七百八十九條 父が認知した子は、その父母の婚姻によつて嫡出子たる身分を取得する。

婚姻中父母が認知した子は、その認知の時から、嫡出子たる身分を取得する。前二項の規定は、子が既に死亡

した場合にこれを準用する。

第七百九十條 嫡出である子は、父母の氏を称する。但し、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。

嫡出でない子は、母の氏を称する。

第七百九十一條 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家事審判所の許可を得て、その父又は母の氏を称することができ

る。子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、前項の行爲をすることができ

る。前二項の規定によつて氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に従前の氏に復することができ

第二節 養子

第一款 縁組の要件

第七百九十二條 成年に達した者は、養子とすることができ

る。第七百九十三條 尊属又は年長者は、これを養子とすることができ

ない。第七百九十四條 後見人が被後見人を養子とするには、家事審判所の許可を得なければならない。後見

人の任務を終了した後、まだ管理の計算が終わらない間も、同様である。

第七百九十五條 配偶者のある者は、その配偶者とともにしなければならない。縁組をすることができない。但し、夫婦の一方が他の一方の子を養子とする場合は、この限りでない。

第七百九十六條 前條の場合において、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、他の一方は、双方の名義で、縁組をすることができ

る。第七百九十七條 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、縁組の承諾をすることができ

る。第七百九十八條 未成年者を養子とするには、家事審判所の許可を得なければならない。但し、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない。

第七百九十九條 第七百三十八條及び第七百三十九條の規定は、縁組にこれを準用する。

第八百條 縁組の届出は、その縁組が第七百九十二條乃至前條の規定その他の法令に違反しないことを

認めた後でなければ、これを受理することができない。

第八百一十條 外國に在る日本人間で

縁組をしようとするときは、その國に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることができ、この場合には、第七百三十九條及び前條の規定を準用する。

第二款 縁組の無効及び取消

取消

第八百二條 縁組は、左の場合に限り、無効とする。

一 人違ひその他の事由によつて當事者間に縁組をする意思がないとき。

二 當事者が縁組の届出をしないとき。但し、その届出が第七百三十九條第二項に掲げる條件を欠くだけであるときは、縁組は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第八百三條 縁組は、第八百四條乃至第八百八條の規定によらなければ、これを取消することができない。

第八百四條 第七百九十二條の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、

養親が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

第八百五條 第七百九十三條の規定に違反した縁組は、各當事者又はその親族から、その取消を裁判所に請求することができる。

第八百六條 第七百九十四條の規定に違反した縁組は、養子又はその実方の親族から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、

管理の計算が終わつた後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。

追認は、養子が、成年に達し、又は能力を回復した後、これをしなければ、その効力がない。

養子が、成年に達せず、又は能力を回復しない間に、管理の計算が終わつた場合には、第一項但書の期間は、養子が、成年に達し、又は能力を回復した時から、これを起算する。

第八百七條 第七百九十八條の規定に違反した縁組は、養子、その実方の親族又は養子に代つて縁組の承諾をした者から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、養子が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認したときは、この限りでない。

第八百八條 第七百四十七條及び第七百四十八條の規定は、縁組にこれを準用する。但し、第七百四十七條第二項の期間は、これを六箇月とする。

第七百六十九條及び第八百六十六條の規定は、縁組の取消にこれを準用する。

第三款 縁組の効力

第八百九條 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子たる身分を取得する。

第八百十條 養子は、養親の氏を称する。

第四款 離縁

第八百十一條 縁組の當時者は、その協議で、離縁をすることができる。

養子が十五歳未満であるときは、その離縁は、養親と養子に代つて縁組の承諾をする権利を有する者との協議でこれをする。

養親が死亡した後に養子が離縁をしようとするときは、家事審判所の許可を得て、これを行うことができる。

第八百十二條 第七百三十八條、第

七百三十九條、第七百四十七條及び第八百八條第一項但書の規定は、協議上の離縁にこれを準用する。

第八百十三條 離縁の届出は、その離縁が第七百三十九條第二項及び第八百十一條の規定その他の法令に違反しないことを認めた後でなければ、これを受理することができない。

離縁の届出が前項の規定に違反して受理されたときでも、離縁は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第八百十四條 縁組の當事者の一方は、左の場合に限り、離縁の訴を提起することができる。

一 他の方から悪意で遺棄されたとき。

二 養子の生死が三年以上明かでないとき。

三 その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき。

第七百七十條第二項の規定は、前項第一号及び第二号の場合にこれを準用する。

第八百十五條 養子が満十五歳に達しない間は、その縁組につき承諾権を有する者から、離縁の訴を提

起することができる。

第八百十六條 養子は、離縁によつて縁組前の氏に復する。

第八百十七條 第七百六十九條の規定は、離縁にこれを準用する。

第四章 親権

第一節 総則

第八百十八條 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

子が養子であるときは、養親の親権に服する。

親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う。但し、父母の一方が親権を行うことができないうときは、他の一方が、これを行う。

第八百十九條 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならぬ。

裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。

子の出生前に父母が離婚した場合に、親権は、母がこれを行う。但し、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。

父が認知した子に対する親権

は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父がこれを行ふ。

第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所は、父又は母の請求によつて、協議に代わる審判をすることができ。

子の利益のため必要があると認めるときは、家事審判所は、子の親族の請求によつて、親権者を他の一方に変更することができる。

第二節 親権の効力

第八百二十條 親権を行ふ者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負ふ。

第八百二十一條 子は、親権を行ふ者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

第八百二十二條 親権を行ふ者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家事審判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

子を懲戒場に入れる期間は、六箇月以下の範囲内で、家事審判所がこれを定める。但し、この期間中は、親権を行ふ者の請求によつ

て、何時でも、これを短縮することができる。

第八百二十三條 子は、親権を行ふ者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

親権を行ふ者は、第六條第二項の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができ。

第八百二十四條 親権を行ふ者は、子の財産を管理し、又、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。但し、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

第八百二十五條 父母が共同して親権を行ふ場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わつて法律行為をし、又は子のこれをするに同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときでも、これがために、その効力を妨げられることがない。但し、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

第八百二十六條 親権を行ふ父又は母とその子と利益が相反する行為

については、親権を行ふ者は、その子のために特別代理人を選任することを家事審判所に請求しなければならない。

親権を行ふ者が数人の子に對して親権を行ふ場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、その一方のために、前項の規定を準用する。

第八百二十七條 親権を行ふ者は、自己のためにすると同一の注意を以て、その管理権を行わなければならない。

第八百二十八條 子が成年に達したときは、親権を行つた者は、遅滞なくその管理の計算をしなければならぬ。但し、その子の養育及び財産の管理の費用は、その子の財産の収益とこれを相殺したもののみをなす。

第八百二十九條 前條但書の規定は、無償で子に財産を與える第三者が反費の意思を表示したときは、その財産については、これを適用しない。

第八百三十條 無償で子に財産を與える第三者が、親権を行ふ父又は母にこれを管理させない意思を表示したときは、その財産は、父又は

は母の管理に属しないものとする。

前項の財産につき父母が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかつたときは、家事審判所は、子、その親族又は檢察官の請求によつて、その管理者を選任する。

第三者が管理者を指定したときでも、その管理者の権限が消滅し、又はこれを改定する必要がある場合において、第三者が更に管理者を指定しないときも、前項と同様である。

第二十七條乃至第二十九條の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第八百三十一條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、親権を行ふ者が子の財産を管理する場合及び前條の場合にこれを準用する。

第八百三十二條 親権を行つた者とその子との間に財産の管理について生じた債権は、その管理権が消滅した時から五年間これを行わなるときは、時効によつて消滅する。

子がまだ成年に達しない間に管

理権が消滅した場合において子に法定代理人がないときは、前項の期間は、その子が成年に達し、又は後任の法定代理人が就職した時から、これを起算する。

第八百三十三條 親権を行ふ者は、その親権に服する子に代わつて親権を行ふ。

第三節 親権の喪失

第八百三十四條 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家事審判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その親権の喪失を宣告することができる。

第八百三十五條 親権を行ふ父又は母が、管理が失當であつたことによつてその子の財産を危うくしたときは、家事審判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その管理権の喪失を宣告することができる。

第八百三十六條 前三條に定める原因が止んだときは、家事審判所は、本人又はその親族の請求によつて、失権の宣告を取り消すことができる。

第八百三十七條 親権を行ふ父又は母は、やむを得ない事由があると

きは、家事審判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができ、

前項の事由が止んだときは、父又は母は、家事審判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することができる。

第五章 後見

第一節 後見の開始

第八百三十八條 後見は、左の場合に開始する。

一 未成年者に対して親権を行う者がなく、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。

二 禁治産の宣告があつたとき。

第二節 後見の機関

第一款 後見人

第八百三十九條 未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、後見人を指定することができる。但し、管理権を有しない者は、この限りでない。

親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定によつて後見人の指定をすることができる。

第八百四十條 夫婦の一方が禁治産の宣告を受けたときは、他の一方は、その後見人となる。

第八百四十一條 前二條の規定によつて後見人となるべき者がなく、

きは、家事審判所は、被後見人の親族その他の利害関係人の請求によつて、後見人を選任する。後見人が欠けたときも、同様である。

第八百四十二條 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、後見人がその任務を辭し、又は父若しくは母が親権を失つたことによつて後見人を選任する必要が生じたときは、その父、母又は後見人は、遅滞なく後見人の選任を家事審判所に請求しなければならない。

第八百四十三條 後見人は、一人であなければならぬ。

第八百四十四條 後見人は、正当な事由があるときは、家事審判所の許可を得て、その任務を辭することができ、

第八百四十五條 後見人に不正な行爲、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家事審判所は、後見監督人又は被後見人の親族の請求によつて、これを解任することができる。

第八百四十六條 左に掲げる者は、後見人となることができない。

一 未成年者

二 禁治産者及び準禁治産者

三 家事審判所で免ぜられた法定代理人又は保佐人

四 破産者

五 被後見人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

六 行方知れない者

第八百四十七條 第八百四十條乃至前條の規定は、保佐人にこれを準用する。

保佐人又はその代表する者と準禁治産者との利益が相反する行爲については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家事審判所に請求しなければならない。

第二款 後見監督人

第八百四十八條 後見人を指定することができ、遺言で、後見監督人を指定することができる。

第八百四十九條 前條の規定によつて指定した後見監督人がない場合において必要があると認めるときは、家事審判所は、被後見人の親族は後見人の請求によつて、後見監督人を選任することができる。

後見監督人の欠けた場合も、同様である。

第八百五十條 後見人配偶者、直系

血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない。

第八百五十一條 後見監督人の職務は、左の通りである。

一 後見人の事務を監督すること。

二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家事審判所に請求すること。

三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。

四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行爲について被後見人を代表すること。

第八百五十二條 第六百四十四條及び第八百四十四條乃至第八百四十六條の規定は、後見監督人にこれを準用する。

第三節 後見の事務

第八百五十三條 後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に著手し、二箇月以内に、その調査を終わり、且つ、その目録を調製しなければならない。但し、この期間中は、家事審判所において、これを延長することができる。

財産の調査及びその目録の調製は、後見監督人があるときは、そ

の立会を以てこれをしなければならない。その効力がない。

第八百五十四條 後見人は、目録の調製を終るまでは、急迫の必要がある行爲のみをする権限を有する。但し、これを善意の第三者に對抗することができない。

第八百五十五條 後見人が、被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に著手する前に、これを後見監督人に申し出なければならない。

後見人が、被後見人に対し債権を有することを知つてこれを申し出ないときは、その債権を失う。

第八百五十六條 前三條の規定は、後見人が就職した後被後見人が包括財産を取得した場合にはこれを準用する。

第八百五十七條 未成年者の後見人は、第八百二十條乃至第八百二十三條に規定する事項について、親権を行う者と同じ一の権利義務を有する。但し、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、未成年者を懲戒場に入れ、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、後見監督

人があるときは、その同意を得なければならぬ。

第八百五十八條 禁治産者の後見人は、禁治産者の資力に應じて、その療養看護に努めなければならない。

禁治産者を精神病院その他これに準ずる施設に入れ、又は私宅に監置するには、家事審判所の許可を得なければならない。

第八百五十九條 後見人は、被後見人の財産を管理し、又、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

第八百二十四條但書の規定は前項の場合にこれを準用する。

第八百六十條 第八百二十六條の規定は、後見人にこれを準用する。但し、後見監督人がある場合は、この限りでない。

第八百六十一條 後見人は、その就職の初において、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年費すべき金額を予定しなければならない。

第八百六十二條 家事審判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によつて、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に與

えることができる。

第八百六十三條 後見監督人又は家事審判所は、何時でも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。

家事審判所は、後見監督人、被後見人の親族その他の利害関係人の請求によつて、又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。

第八百六十四條 後見人が、被後見人に代つて營業若しくは第十二條第一項に掲げる行為をし、又は未成年者がこれをするに同意するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。但し、元本の領收については、この限りでない。

第八百六十五條 後見人が、前條の規定に違反してし、又は同意を與えた行為は、被後見人又は後見人において、これを取消すことができる。この場合には、第十九條の規定を準用する。

前項の規定は、第二百二十二條乃至第二百二十六條の規定の適用を妨げない。

第八百六十六條 後見人が被後見人の財産又は被後見人に対する第三者の權利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合には、第十九條の規定を準用する。

前項の規定は、第二百二十一條乃至第二百二十六條の規定の適用を妨げない。

第八百六十七條 後見人は、未成年者に代つて親権を行う。

第八百五十三條乃至第八百五十七條及び第八百六十一條乃至前條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八百六十八條 親権を行う者が管理権を有しない場合には、後見人は、財産に関する権限のみを有する。

第八百六十九條 第六百四十四條及び第八百三十條の規定は、後見人にこれを準用する。

第四節 後見の終了

第八百七十條 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算をしなければならない。但し、この期間は、家事審判所において、

これを伸長することができる。

第八百七十一條 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会を以てこれをする。

第八百七十二條 未成年者が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と後見人又はその相続人との間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が後見人又はその相続人に對してした單獨行為も、同様である。

第十九條及び第二百二十一條乃至第二百二十六條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八百七十三條 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息をつけなければならない。

後見人が自己のため被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息をつけなければならない。なお、損害があつたときは、その賠償の責に任ずる。

第八百七十四條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、後見人にこれを準用する。

第八百七十五條 第八百三十二條に

定める時効は、後見人又は後見監督人と被後見人との間において後見に關して生じた債權にこれを準用する。

前項の時効は、第八百七十二條の規定によつて法律行為を取り消した場合に、その取消の時から、これを起算する。

第八百七十六條 前條第一項の規定は、保佐人と準禁治産者との間にこれを準用する。

第六章 扶養

第八百七十七條 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

家事審判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家事審判所は、その審判を取り消すことができる。

第八百七十八條 扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をすべき者の順序について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないと

きは、家事審判所が、これを定める。扶養を受ける権利のある者が数人ある場合において、扶養義務者の資力がその全員を扶養するに足らないとき、扶養を受けるべき者の順序についても、同様である。

第八百七十九條 扶養の程度又は方法について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家事裁判所が、これを定める。

第八百八十條 扶養をすべき者若しくは扶養を受けるべき者の順序又は扶養の程度若しくは方法について協議又は審判があつた後事情に変更を生じたときは、家事審判所は、その協議又は審判の変更又は取消をすることができる。

第八百八十一條 扶養を受ける権利は、これを処分することができない。

第五編 相続

第一章 総則

第八百八十二條 相続は、死亡によつて開始する。

第八百八十三條 相続は、被相続人の住所において開始する。

第八百八十四條 相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知つた時から五年間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様である。

第八百八十五條 相続財産に関する費用は、その財産の中から、これを支弁する。但し、相続人の過失によるものは、この限りでない。前項の費用は、遺留分権利者が贈與の減殺によつて得た財産を以て、これを支弁することを要しない。

第二章 相続人

第八百八十六條 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、これを適用しない。

第八百八十七條 被相続人の直系卑属は、左の規定に従つて相続人となる。

- 一 親等の異なつた者の間では、その近い者を先にする。
- 二 親等の同じである者は、同順位で相続人となる。

第八百八十八條 前條の規定によつて相続人となるべき者が、相続の開始前に、死亡し、又はその相続権を失つた場合において、その者に直系卑属があるときは、その直系卑属は、前條の規定に従つてその者と同順位で相続人となる。

前項の規定の適用については、胎児は、既に生まれたものとみなす。但し、死体で生まれたときは、この限りでない。

第八百八十九條 左に掲げる者は、前二條の規定によつて相続人となるべき者がない場合には、左の順位に従つて相続人となる。

第一 直系尊属

第二 兄弟姉妹

第八百八十七條の規定は、前項第一号の場合に、同條第二号及び前條の規定は、前項第二号の場合にこれを準用する。

第八百九十條 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、前三條の規定によつて相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

第八百九十一條 左に掲げる者は、相続人となることができない。

- 一 故意に被相続人又は相続人に

いて先順位若しくは同順位に在る者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者

二 被相続人の殺害されたことを知つて、これを告発せず、又は告訴しなかつた者。但し、その者に是非の弁別がないとき、又は被害者が自己の配偶者若しくは直系血族であつたときは、この限りでない。

三 詐欺又は強迫によつて、被相続人が相続に関する遺言をし、これを取り消し、又はこれを変更することを妨げた者

四 詐欺又は強迫によつて、被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取り消させ、又はこれを變更させた者

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

第八百九十二條 遺留分を有する推定相続人が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があつたときは、被相続人は、その推定相続人の廢除を家事審判所に請求することができる。

第八百九十三條 被相続人が遺言で推定相続人を廢除する意思を表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遑滞なく家事審判所に廢除の請求をしなければならない。この場合において、廢除は、被相続人の死亡の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

第八百九十四條 被相続人は、何時でも、推定相続人の廢除の取消を家事審判所に請求することができる。

前條の規定は、廢除の取消にこれを準用する。

第八百九十五條 推定相続人の廢除又はその取消の請求があつた後その審判が確定する前に相続が開始したときは、家事審判所は、親族、利害關係人又は檢察官の請求によつて、遺産の管理について必要な処分を命ずることができる。

廢除の遺言があつたときも、同様である。

家事審判所が管理人を選任した場合に、第二十七條乃至第二十九條の規定を準用する。

第三編 相続の効力

第八百九十六條 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。但し、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

第八百九十七條 承継、祭具及び墳墓の所有権は、前條の規定にかかわらず、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が、これを承継する。

前項本文の場合において慣習が明かでないときは、前項の権利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める。

第八百九十八條 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第八百九十九條 各共同相続人は、その相続分に應じて被相続人の権利義務を承継する。

第二節 相続分

第九百條 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

一 直系卑属及び配偶者が相続人

であるときは、直系卑属の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一とする。

二 配偶者及び直系卑属が相続人であるときは、配偶者の相続分及び直系卑属の相続分は、各二分の一とする。

三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、兄弟姉妹の相続分は、三分の一とする。

四 直系卑属、直系卑属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各目の相続分は、相等しいものとする。但し、嫡出でない直系卑属の相続分は、嫡出である直系卑属の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

第九百一條 第八百八十八條の規定によつて相続人となる直系卑属の相続分は、その直系卑属が受けるべきであつたものと同一である。但し、直系卑属が数人あるときは、その各目の直系卑属が受けるべきであつた部分について、前條の規定に従つてその相続分を定める。

前項の規定は、第八百八十九條第二項の規定によつて兄弟姉妹の直系卑属が相続人となる場合にこれを準用する。

第九百二條 被相続人は、前二條の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することが出来る。但し、被相続人又は第三者は、遺留分に関する規定に違反することができない。

被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数人の相続分のみを定め、又はこれを定めさせたときは、他の共同相続人の相続分は、前二條の規定によつてこれを定める。

第九百三條 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈與を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈與に價額を加えたものを相続財産とみなし、前三條の規定によつて算定した相続分の中からその遺贈又は贈與の價額を控除し、その残額を以てその者の相続分とする。

遺贈又は贈與の價額が、相続分の價額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

被相続人が前二項の規定と異なつた意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に反しない範囲内で、その効力を有する。

第九百四條 前條に掲げる贈與の價額は、受贈者の行為によつて、その目的たる財産が滅失し、又はその價額の増減があつたときでも、相続開始の當時なお原状のままであるものとみなしてこれを定める。

第九百五條 共同相続人の一人が分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その價額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。

前項に定める権利は、一箇月以内にこれを行わなければならない。

第三節 遺産の分割

第九百六條 遺産の分割は、遺産に

属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の職業その他一切の事情を考慮してこれをする。

第九百七條 共同相続人は、第九百八條の規定によつて被相続人が遺言で禁じた場合を除く外、何時でも、その協議が、遺産の分割をすることが出来る。

遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家事審判所に請求することが出来る。

前項の場合において特別の事由があるときは、家事審判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、分割を禁ずることが出来る。

第九百八條 被相続人は、遺言で、分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から五年を超えない期間内分割を禁ずることが出来る。

第九百九條 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる。但し、第三者の権利を害することができない。

第九百十條 相続の開始後認知によ

つて相続人となつた者が遺言の分

割を請求しようとする場合におい

て、他の共同相続人が既に分割そ

の他の処分をしたときは、價額の

みによる支拂の請求権を有する。

第九百十一條 各共同相続人は、他

の共同相続人に対して、賣主と同

じく、その相続分に應じて担保の

責に任ずる。

第九百十二條 各共同相続人は、そ

の相続分に應じ、他の共同相続人

が分割によつて受けた債権につい

て、分割の當時における債務者の

責力を担保する。

第九百十三條 担保の責に任ずる共

同相続人中に償還をする責力のな

い者があるときは、その償還する

ことができる部分、は、求償者及

び他の責力のある者が、各、その

相続分に應じてこれを分担する。

但し、求償者に過失があるとき

は、他の共同相続人に対して分担

を請求することができない。

相続人が遺言で別段の意思を表示

したときは、これを適用しない。

第四章 相続の承認及び放棄

第一節 總則

第九百十五條 相続人は、自己のた

めに相続の開始があつたことを知

つた時から三箇月以内に、單純若

しくは限定の承認又は放棄をしな

ければならない。但し、この期間

は、利害關係人又は檢察官の請求

によつて、家事審判所において、

これを伸長することができる。

相続人は、承認又は放棄をする

前に、相続財産の調査をすること

ができる。

第九百十六條 相続人が承認又は放

棄をしないうで死亡したときは、前

條第一項の期間は、その者の相続

人が自己のために相続が開始があ

つたことを知つた時から、これを

起算する。

第九百十七條 相続人が無能力者で

あるときは、第九百十五條第一項

の期間は、その法定代理人が無能

力者のために相続の開始があつた

ことを知つた時から、これを起算

する。

て、相続財産を管理しなければな

らない。但し、承認又は放棄をし

たときは、この限りでない。

家事審判所は、利害關係人又は

檢察官の請求によつて、何時で

も、相続財産の保存に必要な処分

を命ずることができる。

家事審判所が管理人を選任した

場合には、第二十七條乃至第二十

九條の規定を準用する。

第九百十九條 承認及び放棄は、第

九百十五條第一項の期間内でも

これを取り消すことができる。

前項の規定は、第一編及び前編

の規定によつて承認又は放棄の取

消をすることを妨げない。但し、

その取消権は、追認をすることが

できる時から六箇月間これを行わ

ないときは、時効によつて消滅す

る。承認又は放棄の時から十年を

経過したときも、同様である。

第二節 承認

第一款 單純承認

第九百二十條 相続人が單純承認を

したときは、無限に被相続人の権

利義務を承継する。

第九百二十一條 左に掲げる場合に

は、相続人は、單純承認をしたも

一 相続人が相続財産の全部又は

一部を処分したとき。但し、保

存行為及び第六百二條に定める

期間を超えない質貸をすること

は、この限りでない。

二 相続人が第九百十五條第一項

の期間内に限定承認又は放棄を

しなかつたとき。

三 相続人が、限定承認又は放棄

をした後でも、相続財産の全部

若しくは一部を隠匿し、私にこ

れを消費し、又は無意でこれを

財産目録中に記載しなかつたと

き。但し、その相続人が放棄を

したことによつて相続人となつ

た者が承認をした後は、この限

りでない。

第二款 限定承認

第九百二十二條 相続人は、相続に

よつて得た財産の限度においての

み被相続人の債務及び遺贈を弁済

すべきことを留保して、承認をす

ることができる。

第九百二十三條 相続人が数人ある

ときは、限定承認は、共同相続人

の全員が共同してのみこれをする

ことができる。

五條第一項の期間内に、財産目録

を編製してこれを家事審判所に提

出し、限定承認をする旨を申述し

なければならぬ。

第九百二十五條 相続人が限定承認

をしたときは、その被相続人に対

して有した権利義務は、消滅しな

かつたものとみなす。

第九百二十六條 限定承認者は、そ

の固有財産における同一の注意

を以て、相続財産の管理を繼續し

なければならぬ。

第六百四十五條、第六百四十六

條、第六百五十五條第一項、第二項

及び第九百十八條第二項、第三項

の規定は、前項の場合にこれを準

用する。

第九百二十七條 限定承認者は、限

定承認をした後五日以内に、一切の

相続債権者及び受遺者に対し、限

定承認をしたこと及び一定の期間

内にその請求の申出をすべき旨を

公告しなければならぬ。但し、

その期間は、二箇月を下ることが

できない。

第七十九條第二項及び第三項の

規定は、前項の場合にこれを準用

する。

條第一項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

第九百二十九條 第九百二十七條第一項の期間が満了した後は、限定承認者は、相続財産を以て、その期間内に申し出た債権者その他知れた債権者に、各、その債権額の割合に應じて弁済をしなければならない。但し、優先権を有する債権者の権利を害することができない。

第九百三十條 限定承認者は、弁済期に至らない債権でも、前條の規定によつてこれを弁済しなければならない。

條件附の債権又は存続期間の不確定な債権は、家事審判所が選任した鑑定人の評價に従つて、これを弁済しなければならない。

第九百三十一條 限定承認者は、前二條の規定によつて各債権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。

第九百三十二條 前三條の規定に従つて弁済をするにつき相続財産を賣却する必要があるときは、限定承認者は、これを裁賣に付しななければならない。但し、家事審判所

が選任した鑑定人の評價に従い、相続財産の全部又は一部の價額を弁済して、その裁賣を止めることができる。

第九百三十三條 相続債権者及び受遺者は、自己の費用で、相続財産の裁賣又は鑑定に参加することができる。この場合には、第二百六十條第二項の規定を準用する。

第九百三十四條 限定承認者が、第九百二十七條に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は同條第一項の期間内にある債権者若しくは受遺者に弁済をしたことによつて他の債権者若しくは受遺者に弁済をすることができなくなつたときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。第九百二十九條乃至第九百三十一條の規定に違反して弁済をしたときも、同様である。

前項の規定は、情を知つて不当に弁済を受けた債権者又は受遺者に対する他の債権者又は受遺者の求償を妨げない。

第七百二十四條の規定は、前二項の場合にも、これを適用する。第九百三十五條 第九百二十七條第一項の期間内に申し出なかつた債

権者及び受遺者で限定承認者に知れなかつたものは、残余財産についてのみその権利を行うことができる。但し、相続財産について特別担保を有する者は、この限りでない。

第九百三十六條 相続人が数人ある場合には、家事審判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。

管理人は、相続人のために、これに代わつて、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行爲をする。

第九百二十六條乃至前條の規定は、管理人にこれを準用する。但し、第九百二十七條第一項に定める公告をする期間は、管理人の選任があつた後十日以内とする。

第九百三十七條 限定承認をした共同相続人の一人又は数人について第九百二十一條第一号又は第三号に掲げる事由があるときは、相続債権者は、相続財産を以て弁済を受けることができなかつた債権額について、その者に対し、その相続分に應じて権利を行うことができる。

第三節 放棄
第九百三十八條 相続の放棄をしよとする者は、その旨を家事審判所に申述しなければならない。

第九百三十九條 放棄は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

数人の相続人がある場合において、その一人が放棄をしたときは、その相続分は、他の相続人の相続分に應じてこれに帰属する。

第九百四十條 相続の放棄をした者は、その放棄によつて相続人となつた者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産における同一の注意を以て、その財産の管理を継続しなければならない。

第六百四十五條、第六百四十六條、第六百五十條第一項、第二項及び第九百十八條第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第五章 財産の分離

第九百四十一條 相続債権者又は受遺者は、相続開始の時から三箇月以内に、相続人の財産の中から相続財産を分離することを家事審判所に請求することができる。相続財産が相続人の固有財産と混合し

ない間は、その期間の満了後でも、同様である。

家事審判所が前項の請求によつて財産の分離を命じたときは、その請求をした者は、五日以内に、他の相続債権者及び受遺者に対し、財産分離の命令があつたこと及び一定の期間内に配当加入の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第九百四十二條 財産分離の請求をした者及び前條第二項の規定によつて配当加入の申出をした者は、相続財産について、相続人の債権者に先だつて弁済を受ける。

第九百四十三條 財産分離の請求があつたときは、家事審判所は、相続財産の管理について必要な処分を命ずることができる。

家事審判所が管理人を選任した場合に、第二十七條乃至第九十九條の規定を準用する。

第九百四十四條 相続人は、單純承認をした後でも、財産分離の請求があつたときは、以後、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産の管理をしなければならない。但し、家事審判所が管

理人を選任したときは、この限りでない。

第六百四十五條乃至第六百四十七條及び第六百五十條第一項、第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百四十五條 財産の分離は、不動産について、その登記をしなければ、これを第三者に対抗することができない。

第九百四十六條 第三百四條の規定は、財産分離の場合にこれを準用する。

第九百四十七條 相続人は、第九百四十一條第一項及び第二項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

財産分離の請求があつたときは、相続人は、第九百四十一條第二項の期間の満了後に、相続財産を以て、財産分離の請求又は配当加入の申出をした債権者及び受遺者に、各々その債権額の割合に應じて弁済をしなければならない。但し、優先権を有する債権者の権利を害することができない。

第九百三十條乃至第九百三十四條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百四十八條 財産分離の請求をした者及び配当加入の申出をした者は、相続財産を以て全部の弁済を受けることができなかった場合に限り、相続人の固有財産についてその権利を行うことができる。この場合には、相続人の債権者は、その者に先だつて弁済を受けることができる。

第九百四十九條 相続人は、その固有財産を以て相続債権者若しくは受遺者に弁済をし、又はこれに相当の担保を供して、財産分離の請求を防止し、又はその効力を消滅させることができる。但し、相続人の債権者が、これによつて損害を受けるべきことを証明して、異議を述べたときは、この限りでない。

第九百五十條 相続人が限定承認をすることができるときは、相続財産が相続人の固有財産と混同しない間は、その債権者は、家事審判所に対して財産分離の請求をすることができない。

第三百四條、第九百二十五條、第九百二十七條乃至第九百三十四條、第九百四十三條乃至第九百四

十五條及び第九百四十八條の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、第九百二十七條に定める公告及び催告は、財産分離の請求をした債権者がこれをしなければならない。

第六章 相続人の不存在
第九百五十一條 相続人のあることで明かでないときは、相続財産は、これを法人とする。

第九百五十二條 前項の場合には、家事審判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、相続財産の管理人を選任しなければならない。

家事審判所は、遅滞なく管理人の選任を公告しなければならない。

第九百五十三條 第二十七條乃至第二十九條の規定は、相続財産の管理人にこれを準用する。

第九百五十四條 管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、これに相続財産の状況を報告しなければならない。

第九百五十五條 相続人のあることが明かになつたときは、法人は、存立しなかつたものとみなす。但し、管理人がその権限内で行

爲の効力を妨げない。
第九百五十六條 管理人の代理権は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。

前項の場合には、管理人は、遅滞なく相続人に対して管理の計算をしなければならない。

第九百五十七條 第九百五十二條第二項に定める公告があつた後二箇月以内に相続人のあることが明かにならなかつたときは、管理人は、遅滞なく一切の相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第七十九條第二項、第三項及び第九百二十八條乃至第九百三十五條の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、第九百三十二條但書の規定は、この限りでない。

第九百五十八條 前條第一項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明かでないときは、家事審判所は、管理人又は檢察官の請求によつて、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。但

し、その期間は、一年を下ることができない。

第九百五十九條 前條の期間内に相続人である権利を主張する者がないときは、相続財産は、國庫に帰属する。この場合には、第九百五十六條第二項の規定を準用する。

相続債権者及び受遺者は、國庫に対してその権利を行うことができない。

第七章 遺言

第一節 総則

第九百六十條 遺言は、この法律に定める方式に従わなければならない。これを行うことができない。

第九百六十一條 満十五歳に達した者は、遺言をすることができない。

第九百六十二條 第四條、第九條及び第十二條の規定は、遺言には、これを適用しない。

第九百六十三條 遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならない。

第九百六十四條 遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができ。但し、遺留分に関する規定に違反することができない。

第九百六十五條 第八百八十六條及び第八百九十一條の規定は、受遺者にこれを準用する。

第九百六十六條 被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、これを適用しない。

第二節 遺言の方式

第一款 普通的方式

第九百六十七條 遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によつてこれをしなければならない。但し、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

第九百六十八條 自筆証書によつて遺言をするには、遺言者が、その全文、日附及び氏名を自書し、これに印をおさなければならぬ。

自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を附記して特にこれを署名し、且つ、その変更の場所に印をおさなければ、その効力がない。

第九百六十九條 公正証書によつて

遺言をするには、左の方式に従わなければならない。

一 証人二人以上の立会があること。

二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。

三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせること。

四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印をおすこと。但し、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を附記して、署名に代えることができる。

五 公証人が、その証書は前四号に掲げる方式に従つて作つたものである旨を附記して、これに署名し、印をおすこと。

第九百七十條 秘密証書によつて遺言をするには、左の方式に従わなければならない。

一 遺言者が、その証書に署名し、印をおすこと。

二 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章を以てこれを封印すること。

三 遺言者が、公証人一人及び証

人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。

四 公証人が、その証書を提出した日附及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印をおすこと。

第九百六十八條第二項の規定は、秘密証書による遺言にこれを準用する。

第九百七十一條 秘密証書による遺言は、前條に定める方式に欠けるものがあつても、第九百六十八條の方式を具備しているときは、自筆証書による遺言としてその効力を有する。

第九百七十二條 言語を発することができない者が秘密証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を封紙に自書して、第九百七十條第一項第三号の申述に代えなければならない。公証人は、遺言者が前項に定める方式を踐んだ旨を封紙に記載して、申述の記載に代えなければならない。

第九百七十三條 禁治産者が本心に復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会がなければならない。

遺言に立ち会つた医師は、遺言者が遺言をする時において心神喪失の状況になかつた旨を遺言書に附記して、これに署名し、印をおさなければならない。但し、秘密証書によつて遺言をする場合には、その封紙に右の記載をし、署名し、印をおさなければならない。

第九百七十四條 左に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

一 未成年者

二 禁治産者及び準禁治産者

三 推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直系血族

四 公証人の配偶者、四親等内の親族、筆生及び雇人

第九百七十五條 遺言は、二人以上の者が同一の証書でこれをするのでなければならない。

第二款 特別的方式

第九百七十六條 疾病その他の事由によつて死亡の危急に迫つた者が遺言をしよとるときは、証人

三人以上の立会を以て、その一人に遺言の趣旨を口授して、これをするのでなければならない。この場合には、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印をおさなければならない。前項の規定によつてした遺言は、遺言の日から、二十日以内に証人の一人又は利害關係人から家事審判所に請求してその確認を得なければ、その効力がない。

家事審判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。

第九百七十七條 傳染病のため行政処分によつて交通を断たれた場所にいる者は、警察官一人及び証人一人以上の立会を以て遺言書を作ることができる。

第九百七十八條 船舶中に在る者は、船長又は事務員一人及び証人二人以上の立会を以て遺言書を作ることができる。

第九百七十九條 船舶遭難の場合において、船舶中に在つて死亡の危急に迫つた者は、証人二人以上の

立会を以て口頭で遺言をすることが出来る。

前項の規定に従つてした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印をおし、且つ、証人の一人又は利害関係人から選り、滞なく家事審判所に請求してその確認を得なければ、その効力がない。

第九百七十六條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百八十條 第九百七十七條及び第九百七十八條の場合には、遺言者、筆者、立会人及び証人は、各自遺言書に署名し、印をおさなければならぬ。

第九百八十一條 第九百七十七條乃至第九百七十九條の場合において、署名又は印をおすことのできない者があるときは、立会人又は証人は、その事由を附記しなければならぬ。

第九百八十二條 第九百六十八條第二項及び第九百七十三條乃至第九百七十五條の規定は、第九百七十六條乃至前條の規定による遺言にこれを準用する。

第九百八十三條 第九百七十六條乃

至前條の規定によつてした遺言は、遺言者が普通的方式によつて遺言をすることが出来るようになつた時から六箇月間生存するとき、その効力がない。

第九百八十四條 日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によつて遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事がこれを行ふ。

第三節 遺言の効力

第九百八十五條 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。

遺言に停止條件を附した場合において、その條件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は、條件が成就した時からその効力を生ずる。

第九百八十六條 受遺者は、遺言者の死亡後、何時でも、遺贈の放棄をすることが出来る。

遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

第九百八十七條 遺贈義務者その他の利害関係人は、相當の期間を定め、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨を受遺者に催告することが出来る。若し、受遺者が

その期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなす。

第九百八十八條 受遺者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡したときは、その相続人は、自己の相続権の範囲内で、承認又は放棄をすることが出来る。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第九百八十九條 遺贈の承認及び放棄は、これを取り消すことが出来ない。

第九百九十九條第二項の規定は、遺贈の承認及び放棄にこれを準用する。

第九百九十條 包括受遺者は、相続人と同一の權利義務を有する。

第九百九十一條 受遺者は、遺贈が弁済期に至らない間は、遺贈義務者に対して相當の担保を請求することが出来る。停止條件附の遺贈についてその條件の成否が未定である間も、同様である。

第九百九十二條 受遺者は、遺贈の履行を請求することが出来る時から果実を取得する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第九百九十三條 遺贈義務者が遺言者の死亡後に遺贈の目的物について費用を出したときは、第二百九十九條の規定を準用する。

果実を收取するために出した通常必要費は、果実の価格を超えない限度で、その償還を請求することが出来る。

第九百九十四條 遺贈は、遺言者の死亡前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。

停止條件附の遺贈については、受遺者がその條件の成就前に死亡したときも、前項と同様である。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第九百九十五條 遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄によつてその効力がなくなつたときは、受遺者が受けるべきであつたものは、相続人に帰属する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第九百九十六條 遺贈は、その目的たる權利が遺言者の死亡の時に於いて相続財産に属しなかつたときは、その効力を生じない。但し、その權利が相続財産に属すると属し

ないにかかわらず、これを遺贈の目的としたものと認むべきときは、この限りでない。

第九百九十七條 相続財産に属しない權利を目的とする遺贈が前條但書の規定によつて有効であるときは、遺贈義務者は、その權利を取得してこれを受遺者に移轉する義務を負ふ。若し、これを取得することが出来ないか、又はこれを取得するについて過分の費用を要するときは、その價額を弁償しなければならぬ。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第九百九十八條 不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者が追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに対して、賣主と同じく、担保の責に任ずる。

前項の場合において、物に瑕疵があつたときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物を以てこれに代へなければならぬ。

第九百九十九條 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは變遷又はその占有の喪失によつて第三者に対して價金を請求する權利を有するときは、その權利も遺贈の目的とな

たものと推定する。

遺贈の目的物が、他の物と附合し、又は混和した場合において、

遺言者が第二百四十三條乃至第二百四十五條の規定によつて合成物又は混和物の單獨所有者又は共有者となつたときは、その全部の所有權又は共有權を遺贈の目的としたものと推定する。

第一千條 遺贈の目的たる物又は權利が遺言者の死亡の時において第三者の權利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に対しその權利を消滅させるべき旨を請求することができない。但し、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

第一千一條 債權を遺贈の目的とした場合において、遺言者が弁済を受け、且つ、その受け取つた物が、なお、相続財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推定する。

金錢を目的とする債權については、相続財産中にその債權額に相当する金錢がないときでも、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。

第一千二條 負担附遺贈を受けた者

は、遺贈の目的の價値を超えない限度においてのみ、負担した義務を履行する責に任ずる。

受遺者が遺贈の放棄をしたときは、負担の利益を受けるべき者が、自ら受遺者となることができ。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第一千三條 負担附遺贈の目的の價額が相続の限定承認又は遺留分回復の訴によつて減少したときは、受遺者は、その減少の割合に應じてその負担した義務を免れる。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第四節 遺言の執行

第一千四條 遺言書の保管者は、相続の開始を知つた後、遅滞なく、これを家事審判所に提出して、その検閲を請求しなければならない。

遺言書の保管者がない場合において、相続人が遺言書を見出した後、同條である。

前項の規定は、公正証書による遺言には、これを適用しない。

封印のある遺言書は、家事審判所において相続人又はその代理人

の立会を以てしなければならない。これを開封することができない。

第一千五條 前條の規定によつて遺言書を開封することを得ないで遺言を執行し、又は家事審判所外においてその開封をした者は、二百円以下の過料に処せられる。

第一千六條 遺言者は、遺言で、一人又は數人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができ。

遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しなければならない。

遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委託を辭せうとするときは、遅滞なくその旨を相続人に通知しなければならない。

第一千七條 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。

第一千八條 相続人その他の利害關係人は、相當の期間を定め、その期間内に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨を遺言執行者に催告することができる。若し、遺言執行者が、その期間内に、相続人に

對して確答をしないときは、就職を承諾したものとみなす。

第一千九條 無能力者及び破産者は、遺言執行者となることができない。

第一千十條 遺言執行者が、ないとき、又はなくなつたときは、家事審判所は、利害關係人の請求によつて、これを選任することができる。

第一千十一條 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を調製してこれを相続人に交付しなければならない。

遺言執行者は、相続人の請求があるときは、その立会を以て財産目録を調製し、又は公証人にこれを調製させなければならない。

第一千十二條 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行爲をする權利義務を有する。

第六百四十四條乃至第六百四十七條及び第六百五十條の規定は、遺言執行者にこれを準用する。

第一千十三條 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行爲をすることができない。

第一千十四條 前三條の規定は、遺言

が特定財産に関する場合には、その財産についてののみこれを適用する。

第一千十五條 遺言執行者は、これを相続人の代理人とみなす。

第一千十六條 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。但し、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

遺言執行者が前項但書の規定によつて第三者にその任務を行わせる場合には、相続人に対して、第五百五條に定める責任を負う。

第一千十七條 數人の遺言執行者がある場合には、その任務の執行は、過半数でこれを決する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

各遺言執行者は、前項の規定にかかわらず、保存行爲をすることができ。

第一千十八條 家事審判所は、相続財産の状況その他の事情によつて遺言執行者の報酬を定めることができる。但し、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない。

遺言執行者が報酬を受けるべき場合には、第六百四十八條第二項及び第三項の規定を準用する。

第一千九條 遺言執行者がその任務を怠つたときその他正当な事由があるときは、利害關係人は、その解任を家事審判所に請求することができる。

遺言執行者は、正当な事由があるときは、家事審判所の許可を得て、その任務を辭することができ

る。

第一千二十條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、遺言執行者の任務が終了した場合にこれを準用する。

第一千二十一條 遺言の執行に關する費用は、相続財産の負担とする。但し、これによつて遺留分を減ずることができない。

第五節 遺言の取消

第一千二十二條 遺言者は、何時でも、遺言の方式に従つて、その遺言の全部又は一部を取り消すことができる。

第一千二十三條 前の遺言と後の遺言と抵觸するときは、その抵觸する部分については、後の遺言で前の遺言を取り消したものとみなす。

前項の規定は、遺言と遺言後の生前処分その他の法律行為と抵觸する場合にこれを準用する。

第一千二十四條 遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を取り消したものとみなす。遺言者が故意に遺言の目的物を破棄したときも、同様である。

第一千二十五條 前三條の規定によつて取り消された遺言は、その取消の行為が、取り消され、又は効力を生じなくなるに至つたときでも、その効力を回復しない。但し、その行為が詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。

第一千二十六條 遺言者は、その遺言の取消権を放棄することができない。

第一千二十七條 負担附遺贈を受けた者がその負担をした義務を履行しないときは、相続人は、相當の期間を定めてその履行を催告し、若し、その期間内に履行がないときは、遺言の取消を家事審判所に請求することができる。

第八章 遺留分

第一千二十八條 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、左の額を受ける。

一 直系卑屬のみが相続人であるとき、又は直系卑屬及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の二分の一

二 その他の場合には、被相続人の財産の三分の一

第一千二十九條 遺留分は、被相続人が相続開始の時に有した財産の價額にその應與した財産の價額を加え、その中から債務の全額を控除して、これを算定する。

條件附の權利又は存続期間の不确定な權利は、家事審判所が選定した鑑定人の評價に従つて、その價格を定める。

第一千三十條 贈與は、相続開始前の一年間にしたもの限り、前條の規定によつてその價額を算入する。當事者双方が遺留分權利者に損害を加えることを知つて贈與をしたときは、一年前にしたものでも、同様である。

第一千三十一條 遺留分權利者及びその承継人は、遺留分を保全するに必要な限度で、遺留及び前條に掲げる贈與の減殺を請求することができる。

第一千三十二條 條件附の權利又は存続期間の不确定な權利を贈與又は遺贈の目的とした場合において、その贈與又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分權利者は、第一千二十九條第二項の規定によつて定めた價格に従い、直ちにその残余の價額を受贈者又は受遺者に給付しなければならない。

第一千三十三條 贈與は、遺贈を減殺した後でなければ、これを減殺することができない。

第一千三十四條 遺贈は、その目的の價額の割合に應じてこれを減殺する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第一千三十五條 贈與の減殺は、後の贈與から始め、順次に前の贈與に及ぶ。

第一千三十六條 受遺者は、その返還すべき財産の外、なお、減殺の請求があつた日以後の果実を返還しなければならない。

第一千三十七條 減殺を受けるべき受贈者の無資力によつて生じた損失は、遺留分權利者の負担に屬する。

第一千三十八條 負担附贈與は、その目的の價額の中から負担の價額を

控除したもののについて、その減殺を請求することができる。

第一千三十九條 不相當な對價を以てした有償行為は、當事者双方が遺留分權利者に損害を加えることを知つてしたものに限り、これを贈與とみなす。この場合において、遺留分權利者がその減殺を請求するときは、その對價を償還しなければならない。

第一千四十條 減殺を受けるべき受贈者が贈與の目的を他人に譲り渡し

たときは、遺留分權利者にその價額を弁償しなければならない。但し、受贈人が譲渡の當時遺留分權利者に損害を加えることを知つたときは、遺留分權利者は、これに對しても減殺を請求することができる。

前項の規定は、受贈者が贈與の目的の上に權利を設定した場合にこれを準用する。

第一千四十一條 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈與又は遺贈の目的の價額を遺留分權利者に弁償して返還の義務を免れることができる。

前項の規定は、前條第一項但書の場合にこれを準用する。

第四十二條 被殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び滅殺すべき贈與又は遺贈があつたことを知つた時から、一年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。相続の開始の時から十年を経過したときも同様である。

第四十三條 相続の開始前における遺留分の放棄は、家事審判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。

第四十四條 第八百八十八條、第九百條、第九百一一條、第九百三條及び第九百四條の規定は、遺留分にこれを準用する。

附則

第一條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第二條 明治三十五年法律第三十七号は、これを廃止する。

第三條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の民法をいふ、旧法とは、従前の民法をいふ、應急措置法とは、昭和二十二年法律第七十四号をいう。

第四條 新法は、別段の規定のある

場合を除いては、新法施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第五條 應急措置法施行前に妻が旧法第十四條第一項の規定に違反してした行爲は、これを取り消すことができない。

第六條 應急措置法施行前にした隠居が旧法によつて取り消すことができる場合には、なお、旧法によつてこれを取り消すことができる。この場合には、旧法第七百六十條の規定を適用する。

第七條 應急措置法施行前に隠居又は入夫婚姻による戸主権の喪失があつた場合には、なお、旧法第七百六十一條の規定を適用する。

第八條 新法施行前にした婚姻が旧法によつて取り消すことができる場合でも、その取消の原因である事項が新法に定めてないときは、その婚姻は、これを取り消すことができない。

第九條 新法第七百六十四條において準用する新法第七百四十七條第二項の期間は、当事者が、新法施行前に、詐欺を発見し、又は強迫を免かれた場合には、新法施行の

日から、これを起算する。

第十條 日本國憲法施行後新法施行前に離婚した者の一方は、新法第七百六十八條の規定に従ひ相手方に対して財産の分與を請求することができる。

前項の規定は、婚姻の取消についてこれを準用する。

第十一條 新法施行前に生じた事実を原因とする離婚の請求については、なお、従前の例による。

新法第七百七十條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第十二條 應急措置法施行前に未成年の子が旧法第七百三十七條又は第七百三十八條の規定によつて父又は母の家に入つた場合には、その子は、成年に達した時から一年以内に従前の氏に復することができ、その子が新法施行前に成年に達した場合において、新法施行後一年以内も同様である。

第十三條 第八條、第九條及び第十一條の規定は、養子縁組についてこれを準用する。

第十四條 新法施行の際、現に、婚姻中でない父母が、共同して未成年の子に対して親権を行つてゐる場合には、新法施行後も、引き続き共同して親権を行ふ。但し、父母は、協議でその一方を親権者と定めることができる。

前項但書の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所は、父又は母の請求によつて協議に代わる審判をすることができ、

新法第八百九十九條第六項の規定は、第一項但書又は前項の規定によつて親権者が定められた場合にこれを準用する。

第十五條 應急措置法施行前に、親権を行つた母が、旧法第八百八十六條の規定に違反してし、又は同意を與えた行爲は、これを取り消すことができない。

第十六條 第二十一條の規定は、應急措置法施行前に親権を行つてゐた父、母又は嫡母についてこれを準用する。

第十七條 新法施行前に親族会員と親権に服した子との間に財産の管理について生じた債権について、なお、旧法第八百九十四條の規定を適用する。

第十八條 新法施行前に母が旧法の規定によつて子の財産の管理を辭した場合には、新法施行の際

その子のためにまだ後見が開始していないときは、その辞任は、新法施行後は、その効力を有しない。

第十九條 新法施行の際現に旧法第九百二條の規定によつて父母の一方が後見人であるとき、又は旧法第九百四條の規定によつて選任された後見人があるときは、その後見人は、新法施行のため、当然にその地位を失ふことはない。但し、新法施行によつて後見が終了し、又は新法による法定後見人があるときは、当然その地位を失ふ。

第二十條 前條の規定は、後見監督人及び保佐人についてこれを準用する。

第二十一條 新法施行前に、後見人が、旧法第九百二十九條の規定に違反してし、又は同意を與えた行爲は、なお、旧法によつてこれを取り消すことができる。

第二十二條 第十七條の規定は、親族会員と被後見人又は準禁治産者との間にこれを準用する。

第二十三條 新法施行前にされた親族会の決議に対する不服については、なお、旧法を適用する。

前項の規定によつて親族会の決議を取り消す判決が確定した場合

でも、親族会であらたに決議をするときは、これを認めない。

第二十四條 新法施行前に扶養に關してされた判決については、新法

第八百八十條の規定を準用する。

第二十五條 應急措置法施行前に開始した相続に關しては、第二項の場合を除いて、なお、旧法を適用する。

應急措置法施行前に家督相続が開始し、新法施行後に旧法によれば家督相続人を選定しなければならぬ場合には、その相続に關しては、新法を適用する。但し、その相続の開始が入夫婚姻の取消、入夫の離婚又は養子縁組の取消によるときは、その相続は、財産の相続に關しては開始しなかつたものとみなし、第二十八條の規定を準用する。

第二十六條 應急措置法施行の際における戸主が婚姻又は養子縁組によつて他家から入つた者である場合には、その家の家附の継子は、新法施行後に開始する相続に關しては、嫡出である子と同一の權利義務を有する。

前項の戸主であつた者について應急措置法施行後新法施行前に相

続が開始した場合には、前項の継子は、相続人に対して相続財産の一部の分配を請求することができ、この場合には、第二十七條第二項及び第三項の規定を準用する。

前二項の規定は、第一項の戸主であつた者が應急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又は縁組の取消若しくは離婚によつて氏を改めた場合には、これを適用しない。

第二十七條 第二十五條第二項本文の場合を除いて、日本國憲法公布の日以後に戸主の死亡による家督相続が開始した場合には、新法によれば共同相続人となるはずであつた者は、家督相続人に対して相続財産の一部の分配を請求することができ、

前項の規定による相続財産の分配について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家事審判所に對し協議に代わる処分を請求することができる。但し、新法施行の日から一年を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、家事審判所

は、相続財産の狀態、分配を受ける者の員數及び資力、被相続人の生前行為又は遺言によつて財産の分配を受けたかどうかその他一切の事情を考慮して、分配をさせるべきかどうか並びに分配の額及び方法を定める。

第二十八條 應急措置法施行の際戸主であつた者が應急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又は養子縁組の取消若しくは離婚によつて氏を改めた場合には、配偶者又は養親、若し配偶者又は養親がなるときは新法によるその相続人は、その者に對し財産の一部の分配を請求することができる。この場合には、前條第二項及び第三項の規定を準用する。

第二十九條 推定の家督相続人又は遺産相続人が旧法第九百七十五條第一項第一号又は第九百九十八條の規定によつて廃除されたときは、新法の適用については、新法第八百九十二條の規定によつて廃除されたものとみなす。

第三十條 旧法第九百七十八條(旧法第九百七十八條において準用する場合を含む。)の規定によつて遺産の管理についてした処分は、相続が第

二十五條第二項本文の規定によつて新法の適用を受ける場合には、これを新法第八百九十五條の規定によつてした処分とみなす。

第三十一條 應急措置法施行前に分家又は廢絶家再興のため贈與された財産は、新法第九百三條の規定の適用については、これを生計の資本として贈與された財産とみなす。

第三十二條 新法第九百六條及び第九百七條の規定は、第二十五條第一項の規定によつて遺産相続に關し旧法を適用する場合にこれを準用する。

第三十三條 新法施行前に旧法第七十九條第一項の規定に従つた遺言で、同條第二項の規定による確證を得ないものについては、新法第九百七十九條第二項及び第三項の規定を準用する。

新法施行前に海軍所屬の艦船遺難の場合に旧法第八十一條において準用する旧法第七十九條第一項の規定に従つた遺言で、同條第二項の規定による確證を得ないものについても、前項と同様である。

民法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により第五十八号の末尾に掲載〕

〔松永義雄君登壇〕

○松永義雄君 ただいま議題と相なりました民法の一部を改正する法律案について、司法委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、政府原案の要旨について御説明申し上げます。今回の民法改正の範圍は新憲法に伴う最小限度に止めたもので、全面的改正はすべて今後の改正に譲つております。

その要旨を列挙いたしますれば、第一に、民法法全般に通ずる日本國憲法の大原則を規定し、その解釈、運用の指針としたのであります。

第二に、戸主、家族その他、家に關する規定を削除しております。すなわちこれによつて、戸主の家族に対する各種の權利は認められないこととなり、なお親親子、嫡母庶子、入夫婚姻その他家の存在を前提とする各種の制度に關する規定が削除されております。

第三に、婚姻は両性の合意によつて

成立するといふ原則に従つて、婚姻に
関する各種の制限を廢止し、婚姻生活
の内部規律及び婚姻原因等についても
不公平な規定を削除し、眞に両性の平
等に徹する建前において改正が試みら
れております。

第四に、親子関係においては子の人
格を尊重し、親権に正しい位置を與え
ようとしたしております。

第五に、親族会を廢止し、後見人の
規定を改めております。

第六に、親族間の扶養については嚴
格なる規定を改め、家事審判所の適宜
裁量を認めております。

第七に、家督相続を廢止し、均分相
続制を採用いたしております。

第八に、必要な経過規定が設けられ
ており、なお親族、相続に関する條文
は全部これを口語体の文章に書き改め
られたこととあります。以上が、政府
原案の要旨でございます。

本案はわが國民生活の原則の法典
であり、終戦後の國民生活の全領域を
規律する重大法典でございますので、
本委員会においては十分慎重に審議を
重ね、約百日間を要したのであります。
すなわち、去る七月二十三日付託
さるや、各委員は下調べの後、同月
二十八日政府の説明を聴き、八月九日

質疑に入り、回を重ねること前後十三
回、衆議院も二十数回の多きに及び、
別に八月二十日より二日間、本案につ
いて本院最初の公聴会を開き、学識經
験者の専門意見を徴し、一般民衆の声
をも参考といたしました次第でありま
す。

委員会においては、全委員ごとく
諸般の観点から眞摯な質疑を行つた
のであります。殊に民法第一條の問
題、相続特例の問題及び離婚後の氏に
ついては、委員外数名の方より意見が
開陳せられたのであります。委員会に
おける審議の狀態は、冷靜な理論が交
錯し、各條文の眞意を深く掘りて余す
ところがないものであります。以下、
委員会における幾多の質疑應答の
うち最も論議の中心となつた問題と、
公聴会における代表的見解を御紹介申
し上げることといたします。

第一に、原案における私権の定義に
よれば、「私権ハ總テ公共ノ福祉ノ爲
メニ存ス」となつてゐるが、この定義
は國民の基本権を定めた新憲法の精神
を正當に表現してゐないのではないか
という質疑がございました。これに対
し政府より、この定義は、國民の權利
に関する憲法の規定のもとを擧げ、そ
の背後にある原理を表面に引出したも
のであるという答弁がございました。

が、この点は勢頭より大きな問題とし
て再三再四検討の末、後述のごとき修
正案として提出せらるるに至つたので
あります。

第二に、何ゆゑに戸主及び家族の規
定を削除し、法律上の家族を廢止せし
めねばならぬかという質疑がありまし
たが、これに対し政府より、戸主を廢
止しないで、家の精神的中心または家
の象徵とすることも考へてみたが、し
かし、何らの權利を伴わない戸主を殘
置することは法律上無意味であるか
ら、憲法上の要請に應じて家の廢止を
率直に認め、戸主及び家族の規定を削
除したのであるが、もつぱら法律上の
家の廢止であつて、わが國民の現實の
家族生活はあまり影響を受けないと考
へる旨の答弁がございました。

第三に、内縁の妻を救済するため
に、婚姻の届出を簡便して事実婚を公
認する方法はないか、すなわちたとえ
ば、婚姻の儀式をあげて同居する事實
があるならば、これを公認してよいで
はないか、あるいは婚姻の届出の代り
に家事審判所の確認があればよいで
はないかという質疑がなされたのであ
ります。これに対し政府より、儀式を
あげない結婚もあるし、同居の事實の認
定もむづかしい、それにまたいつ婚姻

したか外部にわからない、現在届出は
すでに慣習化し漸次普及化してゐるか
ら、さしたる不都合も認めない、また
家事審判所の確認は審判所の經費増加
を來すだけでなく、婚姻自由の方向に
對して逆行するきらいがないでもない
のであつて、結局婚姻届出問題は慎重
に研究し、民法の全面的改正の機会に
譲りたいという答弁がございました。

第四に、協議上の離婚届は、往々に
して届出が妻の眞意に反してなされる
おそれがあるから、離婚届には家事審
判所の確認書を添付することにしては
どうかという質疑がございましたが、こ
れに對して政府より、離婚は米英法の
ごとく裁判上の離婚のみとし、協議上
の離婚が多い現状では、一々家
事審判所の確認書をつけては審判所の
經費を増大するばかりではなく、自由
なるべき離婚を煩雜にするものである
から、とるべきではないとの見解であ
りました。

第五に、親親と継子の関係をほん
とりの親子関係と同一の親族関係と認め
ないのは世態人情に反する、一家円満
のためには血をわけた親子でなくとも
親子と擬制した方が妥當ではないかと
いう質疑がございました。これに對し、現行
民法で繼親子を親子関係と認めておる

のは同一の家の中にあるといふことを
前提としてゐるのであつて、すでに法
律上の家がなくなる今日、親子の關係
を不自然に擬制するのはよくないと考
へる、親子関係を認めなくても、個々
の場合に扶養義務のような規定をお
き、かつ一親等の親族関係としておけ
ば十分であるといふ政府の見解でござ
いました。

第六に、親族間の扶養の範圍を縮小
するか、あるいはこれを社會的扶助に
譲つてはどうか、また別途な意見と
して、親の扶養者をだれ／＼と法律に
あらかじめ定めておいてはどうかとい
う質疑がございましたが、これに對し
政府から、親の扶養者も家督相続廢止
後は、協議でも慣習でもただちに決定
しにくい事情があるから、家事審判所
に任す方がよいと考へる、また扶養制
度は社會的扶助に向う傾向はあるが、
道義的恩恵や社會制度にのみ任しては
おけないのであつて、やはり扶養の最
後の線は民法で定めておく必要がある
との答弁がございました。

第七に、家督相続を廢止し均分相続
制を採用しても、祖先の祭祀を主宰す
る者に対しては財産の分與をする必要
がないか、また祭祀の主宰者と親の扶
養者とは同一の場合が多いので、親の
相続分を墳墓等の承継者に取得せしめ

てはどうかという質疑がありました。が、これに対し政府より、一括してこれらの問題は家庭法の問題とし、また社会慣習の確定にまつ方が、法律上今のうちに決定するよりはよいと思う。祖先の祭祀を掌るがゆえに、または生存の親を扶養するという理由だけで財産分與や相続分の取得を規定するのはゆき過ぎであらう。今しばらく新しい家のあり方を静観したいとの答弁でございました。

第八に、遺留分の規定の削除に關連して、農業資産相続特例のごとく、中小商業あるいは漁業等の資産についても遺留分を禁止して特例を認めてはどうかとの意見がありました。これに対し政府から、商業業者や水産業者は、遺言により現物分割禁止をしたる價格分割をしたとしても、農地等細化により農業経営が望み化するほどの事態は起らぬと思われる、將來窮乏の兆候があれば対策を立てたいという答弁がございました。

以上は、民法審議中論議の中心となつた問題でございますが、これ以外にも、たとえば日米人間の結婚、國籍法の改正、母子、戦災孤兒、相続、重婚、夫婦財産の問題、再婚期間の制限、あるいはまた養子、遺贈、遺言等

その他百般の問題について貴重な論議がなされたのであります。

次に、公聴会における代表的意見を申し上げます。まず學識経験者の代表的意見を問題ごとに申し上げますと、

第一の案件たる家督相続禁止の可否につきましても、第一に家督相続を法律上廢止することは賛成である、但し、家督相続の廢止がすなわち道徳的、慣習的家族の崩壊ではない、夫婦、親子の家、すなわち自然家族は絶対に残るという意見であります。第二は、均分相続は個人の自由平等に合致するが、農地の零細分割と財産の分配争ひとの弊害が付きまとい、従つて、農業資産相続特例や家事審判所の適切な運営が必要であるという意見でございます。

第二の案件たる親族間扶養の範圍については、第一に民法上の扶養の範圍はこれを縮小し、社会的扶助を充実拡大する必要があることを主張するものと、第二に扶養程度は經濟事情によつて違ふから、家事審判所の適切な運営を望むという意見がございました。

第三の案件たる婚姻の要件、夫婦財産制、離婚手續については、第一に、結婚の儀式をあげて同様の事実があれば、婚姻の届出がなくても、何らかの方法でこれを婚姻として公認する必要

があるという意見と、第二に、婚姻自由の原則がうまく行われるためには、民間において配偶者選択が容易に行われるような環境をつくり出すように努力せねばならぬという意見がございました。

以上の公聴会における意見は委員會の審議に反映し、各委員は深い確信をもつて本案の審議を続けた次第であります。

かくして慎重に審議を重ねてきたところ、各各委員の本意に対する方針、意見もようやく確定の機運が熟し、遂に十月二十七日、まさに審議を開始いたしましたから約三箇月にして、本案に対する四つの修正案と一つの附帶決議案とが提出せられたのであります。以下、各案について簡単に御説明申し上げます。

追加したのであります。

第二の案は、自由党提出にかかる修正案であります。その内容は、第一條においては、「私権ハ公共ノ福祉ニ反セサル限度ニ於テ存ス」と修正しております。第七百二十七條においては、

継父母と継子との間に眞実の親子關係と同一の親族關係を認めることを改め、第七百三十九條においては、婚姻は同性の合意のみで足りる、届出はその効力要件に過ぎず、届出書の代りに家事審判所の確認書で足りるとの修正であります。第七百三十九條の二においては、協議上の離婚に家事審判所の確認を必要とするを修正しております。

さらに第八百九十八條においては、墳墓その他の所有権の承継者を被相続人の生存配偶者の指定とすることを加え、第九百三條においては、親の扶養をする者に親は自己の相続分を取得させることができるを修正しています。

最後に第九百七條においては、被相続人の家業を承継する者には、すべて遺産分割を禁止する機会を與へることに修正し、第九百六十七條において、遺言書を家事審判所の調書で間に合わせることに修正しております。これらの修正理由については、前に質疑應答のところでも申し上げた通りであります。

第三の案は、安田幹太委員の提出にかかると、第七百三十三條の削除、すなわち女の再婚制限の期間を廢止せんとする修正案であります。その理由は、夫の墓標の乾かない間墓婦にのみ先夫に対する貞節を要求したり、男系子孫の血統が女の再婚の自由より重しとするがごとき思想に基く規定は、新憲法の効力発生後、正当ではないというのであります。

第四の案は、棚原千代委員の提案せられたものであります。その内容は四つの修正点を含むものであります。その第一点は、安田委員同様、第七百三十三條を削除せんとするものであります。第二は、第七百六十五條第二項の削除によつて、法令に違反して受理された離婚届出を無効ならしめ、もつて離婚手續の嚴格を期し、第三に、第七百七十條第二項の削除によつて、裁判上の離婚につき家事審判所のいわば干渉がまじき行為を必要なしとし、第四として扶養の全條を削除せんとするものであります。

第五の案は、社会、民主、國協三党の共同提案になる附帶決議案であります。その内容は、將來においてさらに民法の全面的改正の必要のあることを附言したものであります。

委員会は、以上の各案について提案者の説明のあつた後討論に入り、各案に対する賛否の意見が約八時間にわたつて述べられ、かくて討論は終局し、次いで採決の結果、安田委員提案の修正案、棚原委員の修正案、続いて自由党提案の修正案は、それ／＼いずれも少数をもつて否決され、次いで社会、民主、國協三党共同提案になる第一條に対する修正案は、多数をもつて提案のごとく修正するに決じ、また同じく三党共同提案の附帯決議も全会一致をもつてこれを附することに決し、すなわちここに、本案は附帯決議を付して修正議決せられた次第でございます。

右、御報告申し上げました。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 本案に対しては、明禮輝三郎君外二名より、正規により修正案が提出されております。この際、修正案の趣旨弁明を許します。明禮輝三郎君。

民法の一部を改正する法律案に対する修正案(明禮輝三郎君外二名提出)

民法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條中「総テ公共ノ福祉ノ爲メニ」を「公共ノ福祉ニ反セサル限度ニ於テ」と改める。

第七百二十七條の二 繼父母と継子との間においては、親子間における同一の親族關係を生じ、その親族關係は、離婚によつて終了する。

第七百三十九條 婚姻は、慣習に従つた當事者の合意によつて成立する。但し、戸籍法の定めるところにより、届出をすれば合意のときに遡つて効力を生ずる。

前項の届出は、當事者双方及び成年の証人二人以上から口頭又は署名した書面で、これをしなければならぬ。

婚姻が成立して同居したる者から届出がないときは、當事者の一方は、家事審判所の確證書を以て、前項の書面に代えることが出来る。

第八百九十七條第二項中「慣習が明かでないときは、前項の權利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める」を「慣習が明かでないとき又は被相続人の指定がないときは、被相続人の生存配偶者の指定を受けた者が、前項の權利を承継する」に改める。

同條第三項として次のように加える。

前二項の規定によつて承継したる者がないときは、家事審判所は直系血族及び同居の親族中からこれを定める。

第九百三條を第九百五條に、第九百四條を第九百六條に、それ／＼繰下げ、以下條文を順次繰下げる。

新に第九百三條として次のように加える。

相続開始したる後、被相続人の生存配偶者において相続人の二人を自己の扶養者と指定したる生存配偶者がその相続分をその扶養者に分與する場合においては、遺留分の規定を適用しない。

第九百七條第一項に次のように但し書を加へ第二項以下を左のように改める。

但し、相続人で被相続人の家業を承継する者は、その承継する家業の範圍において、家業負擔に関する他の相続人の相続分を買い取り遺留分の分割を拒否することが出来る。

遺留分の分割又は他の相続人の相続分買取りにつき、價格並びに代金の支拂等に関して協議が調わなるときは、相続人の請求により家事審判所が適當にこれを定める。

第一千二十九條中「その中から」の次に「第九百三條の規定による資産及び」を加える。

〔明禮輝三郎君登壇〕

○明禮輝三郎君 私は、自由党を代表いたしまして、民法の一部を改正する法律案の修正につきまして趣旨弁明をいたします。

民法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條中「総テ公共ノ福祉ノ爲メニ」を「公共ノ福祉ニ反セサル限度ニ於テ存ス」と改める。

原案によりますれば「私權ハ總テ公共ノ福祉ノ爲メニ存ス」とありまされども、これは一に社会主義的なし共産主義的思想に基いたるものでありまして、私法上の權利は國民の個人的利益のために存するものでありまして、決して公共の利益のためには存し得ないのが原則であります。憲法第三條において、すべて國民は個人として尊重される、生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反せざる限り最大の尊重を必要とする、とあります。これによつてこれを見ますれば、公共の福祉に反せざる限度において存するということ

は、きわめて明瞭なりと言わなければなりません。従つて、憲法第十二條並びに第二十九條に「公共の福祉」とあるは、皆公共の福祉に反せざる限度において認められたる權利であります。しかして、社会、民主、國協の共同提案、すなわち「私權ハ總テ公共ノ福祉ニ違フ」ということは、「公共ノ福祉ノ爲メニ存ス」と異文同意でありまして、「公共ノ福祉ノ爲メニ違フ」といふことであるから、まづたく修正の意をなさず、同一の結果となるものであります。殊に、第二項において信義誠実の原則を掲げながら、權利の濫用を第三項に附加するといふことは、蛇足であると考えます。ここにおいて自由党は、憲法の大意を表明するため「公共ノ福祉ニ反セサル限度ニ於テ存ス」と修正いたす次第であります。

第二、第七百二十七條の次に次のように加える。

第七百二十七條の二 繼父母と継子との間においては、親子間における同一の親族關係を生じ、その親族關係は、離婚によつて終了する。

原案によりますれば、養子と養親及びその血族との間においては、血族間における同一の親族關係を生ずる規定しながら、繼父母と継子との關係を削

除したのではありませんが、その理由はいかがでありましようか。家の存立を否定するがゆえに親父母関係を削除するといふけれども、その意味なれば、養子と養親関係も同様に言えるのであります。實際上においては、親父母と養子との関係において一層切なるものがあり、この規定存立せしめば、まことに家庭的円満を欠くこと著しいものがあると思ひ、この規定の復活を要望する次第であります。

第三、第七百三十九條を次のように改める。

第七百三十九條 婚姻は、慣習に従つた当事者の合意によつて成立する。但し、戸籍法の定めるところにより、届出をすれば合意の時に遡つて効力を生ずる。

前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上から口頭又は署名した書面でこれをしなければならぬ。

婚姻が成立して同居したる者から届出がないときは、当事者の一方は、家事審判所の確認を以て、前項の書面に代へることができ、この規定は事実婚に対する政治規定であります。原案によりますれば、婚姻は戸籍法の定めるところによりまして

届出をすることによつてその効力を生ずるとして、婚姻の成立もまたその時であるとしたのでありますけれども、憲法の第二十四條によりますれば、婚姻は両性の合意のみに基いて成立するとあります。この点において、原案を採用すべきでないことは明らかである。従つて、成立したる婚姻関係につき入籍手続を一方の当事者がやらないために、相手方の人格尊重の精神を破壊、ひいては離婚の誘因を醸すがごとき状態に放置せられる結果となるをもつて、その相手方を救うために本修正をなす次第であります。

第四、第八百九十七條第二項中「慣習が明かでないときは、前項の權利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める」とあるのを、「慣習が明かでないときは又は被相続人の指定がないときは、被相続人の生存配偶者の指定を受けた者が、前項の權利を承継する」と改める。

同條第三項として次のように加える。

前二項の規定によつて承継者たる者がいないときは、家事審判所は直系血族及び同居の親族中からこれを定める。

第五、第九百三條を第九百五條

に、第九百四條を第九百六條にそれぞれ繰り下げる。

第六、新たに第九百三條として次のように加える。

相続開始したる後、被相続人の生存配偶者において相続人の一人を自己の扶養者と指定したる生存配偶者が、その相続分をその扶養者に分與する場合においては、遺留分の規定を適用しない。

第七、第九百二十九條中「その中から」の次に、「第九百三條の規定による養子及び」を加える。

この民法におきまして最も私どもが欠陥であると思ひますものは、第八百九十七條の系譜、祭具及び墳墓の所有權はたれに帰属するか、あるいはだれがあとを守つていくかといふことが一つであります。それから、その次に私どもが拾ひあげましたものは、一方の親が死にましたときに相続は開始いたしますが、その財産は均分である。従つて子供が皆でわけても、これを相続するといふことに相なりする關係上、その残つた親を責任をもつて見てやるものがないという二つの点でございます。

これは御承知のごとく日本古來の道義でありまして、私ども嘗々として毎日働きするものは、その働きましたは所産を樂しむのではないのであつて、結局はその家と申しますか、その家柄と申しますか、自分らの血筋、血統、こゝろいふ家柄を永久に幸あれかしと思つて働くのではないのでありまして、うか。その法律上の家は別といひましても、ともかくもその何々家といふものを永久に保存したいのが人間の本能である。そうしてみれば宗教的方面から、あるいは道徳的方面から、どちらから考えましても、家といふものが法律上はなくなつても、その家柄といふものを立てていきたいのが本能であると思ひます。

原案によりますれば、第八百九十七條の規定によつて被相続人がこれを指定するといふことになつてゐる。ところが、指定といふことも普通遺言でやるような場合が多いのであります。しかし、遺言のある家庭といふものはまことに少いのであります。そういった場合には、この指定といふものがない場合には慣習によるといふのであります。家督相続といふものが附除されることになつてゐる結果、必ずやその慣習といふものも、またこれはいないといふ程度に考えられるのであります。

今までは、家督を相続したる者が家を見る、残つた母を見るというものが、これが原則でありました。ところが、今日のこの改正原案によりますれば、ここまでまいつてくるときに私どもが願ふことは、少くとも家に残りました親のうちの一人、被相続人のうちの親つた一人の者が、生存配偶者として一定の指圖をすることができるといふのが、最も適當であり、しかもこれが日本古來の道徳であり、また宗教的に考えましても、これにしかないと私は考へておる次第であります。こゝろいふ意味におきまして、私どもが第八百九十七條の第二項を改正したいと思ふ次第であります。

これを申し上げてみますと、第八百九十七條の第二項中、慣習が明らかでないときは、または被相続人の指定がないときは、被相続人の生存配偶者の指定を受けた者が、その系譜、祭具または祖先の祭祀を承継するものであると改めたいのであります。そういったことによつて、家代々において行われておりましたお祭りができる。もし生存配偶者の指定がないときにおいて、初めて家事審判所が直系血族あるいは同居の親族中からこれを定めるといふのが當然であらうと考へます。裁

判断のみからやるということは、しかたのないときにやる。これが、すべての問題を解決するについて妥当性を含んでおるものであります。

裁判所もより人間でありますから、裁判所の審判に誤りがないとはいへません。裁判所における手続が非常にめんどうであるということもまた考へなければなりません。いかに家事審判法ができてしましても、この点においては、私どもは家事審判所より先に生存配偶者に指定権を與えることが相当であると考えるのであります。はたしてしかりとするならば、この生存配偶者に指定権を與えるということにいたしまして、その家の円満を維持することができるといふことを、私どもは最も妥當に考へる次第であります。この意味におきまして、生存配偶者をみる者を考へてみたいのであります。

今まで政府の原案によりまして、生存配偶者は相続によつて三分の一ないし三分の二というものを與えられるのでありますから、必要がないではないかという御議論がございますけれども、今のところは、日本においては養老院制度は発達しておりません。またこれをやろうとしたとしても、今日の経済状態においては、これは許され

ないと考へるのであります。この生存配偶者を満足させる程度において養老院を建設することはできません。

そこで私どもは、ここに生存者をあげまして、生存配偶者が、相続したところの子供のうちから、自分が最も妥當とする、たとえば医者であろうが、あるいは弁護士のような職業であろうが、あるいはいろいろな技術屋もあつたし、そのいろいろ／＼なものがあつて、その子供のうちから、生存配偶者が最も家のあとを継がせるのに適した者を選びまして、そして自分をみてくれる人間、お祭りをしてくれる、法事をしてくれるというその人と同じように、同時にそこに自分の扶養者を定めて、この生存配偶者がきめましたその人に、みづから相続によつて受けましたところの財産を與えて十分に自分の老後をみてもらうということにいたします。ところが、最も孝養の精神を一貫するものであります、かような制度がなくては、私ども今日の生存配偶者は生きていかれないと思ふ状態にあります。たとえば、三分の一の相続財産といつたとしても、家庭によつてはいろいろありましようが、たといここに一万円ありましようとも、二万円ありま

しようとも、今日の生活状況をあらんになると、どうしても配給をとりいかなければならぬ。また相當なる生活物資を手に入れるためにどうしても奔走しなければならぬといふ実情であります。そういう意味においては、どうしてもかような手もとにおいて何れとなくめんどうをみてくれる者がいないといひます。ならば、老後においてまことに危い考へをもつものであります。

この規定は、自分でもらつたものを、そのめんどうをみてくれる人に扶養料としてやるのでありますから、何も均分相続の弊害はここに起らぬ次第であります。この点において司法当局におかれましても、ほとんど疑問といひますか、問題をあます余地はないと考へている筋合いでございます。

その次に第八、九百七條の第一項に左の但書を加へ、第二項以下を左のごとく改める。

但し、相続人で被相続人の家業を承継するものは、その承継する家業の範囲において、家業資産に関する他の相続人の相続分を買取り、遺産の分割を拒否することができる。遺産の分割又は他の相続人の相続分買取りにつき、價格並びに代金の支拂等に関して協議が調わないときは、相続人の請求により家事審判所が適當に之を定める。

この規定は、共同相続人中家業を承継する者があるときは、その者が他の相続人の相続分を買取つて、家業を永久に残さしめ、事実上の家の將來を期待したものであります。

要するに、現行憲法第十三條及び第十四條におきまして、すべて國民は個人として尊重され、法のもとに平等であつて、性別その他により経済的または社会的關係において差別されないことを明らかにし、その第二十四條におきまして、婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦は同等の權利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならないこと及び配偶者の選択、財産權、相続權、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊嚴と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないことを宣言しております。しかして、このたびの改正はこれに準拠してなされたものであります。この基本原則に抵触する幾多の問題を改正すべきであることもちろんであります。けれどもその改正が、日本國民のよき慣習や、よき

風俗に、はたまた日本民族の道義精神に著しく背反するものがありとせば、はたして妥當なりといふべきであるか。私どもはこの点につき最も留意いたしまして、いたすにいき過ぎに望むことなく、家庭争議の原因を多くすることを避け、またいたすに封建的にして人格を無視するがごときことなく、その中庸を得て、でき得る限り悪平等を排し、しかも國民が納得し得られる改正法の實現を期望してやみません次第であります。わが党の、民法改正にあたり、修正案を提出したるゆえんも、また案にここに存する次第であります。十分御研究御審議をお願いしたいと思います。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これより採決に入ります。まず本案に対する明禮三郎外二名提出の修正案につき採決いたします。明禮三郎君外二名提出の修正案に御賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立少数。よつて修正案は否決されました。

本案の委員長の報告は修正でありました。本案を委員長長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長長の報告の通り決しました。

昭和二十二年一般会計予算補正(第五号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第二号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第二号)

○安平庵一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、昭和二十二年一般会計予算補正(第五号)及び昭和二十二年特別会計予算補正(特第二号)の両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十二年一般会計予算補正(第五号)、昭和二十二年特別会計予算補正(特第二号)、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。予算委員会理事

川島金次君

昭和二十二年一般会計予算補正(第五号)に関する報告

昭和二十二年特別会計予算補正(特第二号)に関する報告書

〔都合により第五十八号の末尾に掲載〕

〔川島金次君登壇〕

○川島金次君 ただいま議題となりました昭和二十二年一般会計予算補正(第五号)及び昭和二十二年特別会計予算補正(特第二号)について、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

この補正予算は、形式の上では一般会計の特別会計にわかれていますが、その内容を大別しますと、官公職員の手当及び給與に関するものと終戦処理費とにわかれておるものであります。官公職員の手当及び給與については、御承知のごとく先般千六百万円と千八百万円の差額を七、八、九の三箇月分をまとめて一時金として支給したのでありますが、十月以降のものについて、政府は一括して来るべき総括的追加予算に組入れるはずであったところ、追加予算は十一月末でなければ成立の見通しがつきかねる結果となりましたので、

さらに政府においては、この十、十一月の二箇月分を一括して追加予算と分離して提出になつて来たものであります。すなわち十月分については、すでに支給済の千六百万円水準給與と、新たに設定された千八百万円水準との差額一人当り二百円分と、さらに千八百万円基準で支給する十一月分の給與金額合せて約十二億四千万円が、一般会計に計上されたのであります。また同じく一般会計には、このほかに、國會議員の特別手当月当り二千円支給の経費として千余万円が計上してあります。なお一方特別会計での給與支給額は二十三億四千万円、その内訳は國有鉄道事業において十二億四千万円、通信事業において八億四千万円、その残額は國有林野、食糧管理、專賣局、印刷局の各特別会計の分であります。

第二に、終戦処理費五十億四千万円が一般会計に追加計上されております。これは既定予算の二百七十億四千万円に支出決定額となつておりますので、とりあえず十一月分として追加計上されたものであります。

かくて右に関する財源としましては、一般会計において増加所得税の増収見込額六十億四千万円、その他遊興飲食税、臨時利得税、歳入金納付金などの

増加見込額及び二十年度剰余金の受入額が計上されてあります。特別会計の方は、原則として各事業ごとに単價の引上げその他の増収によつて賄ふことになつておりますが、國有鉄道事業中工事勘定に属する職員と、通信事業の建設勘定に属する職員の給與は、一億円の公債金収入によつてこれを充当しております。

予算補正第五号及び特第二号は、以上のごとき内容のものであります。以上委員会においては、これに関する大蔵大臣の説明の後、質疑を省略してただちに討論に移つたのであります。自由党を代表して上林山委員より、第一に、今回の終戦処理費はやむを得ないものと認めるが、それは近く提出される追加予算の一部と考えられるので、本予算には賛成するとしても、必ずしも追加予算に賛成するものではないことを注意しておくこと、第二に、重大な予算の提出に際して政府側の資料がきわめて杜撰であつて、審議に苦しむことが少なくないから、今後迅速に正確な資料を提供することを要求する、第三に、本予算と追加予算とを加えれば膨大な歳出となり、これが財源はもつたら國民の税負担に依存するものであるが、ほとんど担税能力の限度に來て

おるものもあり、他方税務官吏の質の低下、人員の過少等もあつて、予算通りの歳入をあげ得るか否かに少からず危惧の念をもたざるを得ない、政府は特にこの点に留意して格段の努力を拂われない。以上三つの條件を附して賛成する旨の発言があつたのであります。が、その後において、これを満場一致可決した次第であります。

以上をもちまして本委員会の議事日程は終了した次第であります。続いて大蔵大臣から、先般國會を通過しました補正第三号予算、すなわち皇室費の追加につきまして、その後皇室經濟會議において、皇籍離脱の各皇族に對する一時賜金支給額の内訳に変更のあつた旨が報告されました。これに對しては、總額に変更なくとも、政府案による支給率の積算方法を前提として右予算を承認したものであるから、これを國會に諮らずして支給率の変更をなしたことにつき、政府は政治道徳上の責任をいかに感じているかの質問がありました。これに對しまして栗栖藏相及び堀越政府委員より、政治道徳上の責任を感じている旨の答弁があつて、右の報告を一應了承することになりました。なお委員長から、予算補正第二号を撤回す

出席國務大臣

大藏大臣 栗栖 越夫君
司法大臣 鈴木 榮男君
厚生大臣 一松 定吉君
労働大臣 米窪 清亮君

出席政府委員

司法事務官 奥野 健一君
労働政務次官 土井 直作君
労働事務官 上山 顯君

〔第四十六号参照〕

昭和二十二年 一般會計予算補正(第四号)に關する報告書
一、本予算の趣旨及び目的

この予算は政府職員に對する一時手当の支給に關する法律が施行されたとき、一般會計負担分の政府職員に支給すべき一時手当のための予算である。一時手当の支給額は一人当り平均六百円であつて、給與の千六百円水準と千八百円水準との差額を、七、八、九の三ヶ月分について十二割乃至二割の地域別較差をつけて支給しようとするものである。

この予算に計上されている金額は、歳入歳出とも三億五千七百八十二万四千円であり、この額が昭和二十二年 一般會計予算に追加される額である。

歳入は、國庫、裁判所及び政府機關職員の經費二億五千二百二十九万三千円、地方公共團體における國庫補助職員の經費九百九十八万四千円、小学校及び新制中学校教員に對する經費の二分の一を國庫に對して負担して地方公共團體に補助するものとして六千八百六十一万二千円、警察職員の經費の二分の一を國庫に對して負担するものとして二千四百五十八万八千円、厚生保險特別會計所屬職員に對する支給金の財源の一部を一般會計に對して負担するために二百三十三万七千七百八十一万四千円、以上總計三億五千七百八十二万四千円である。

歳入は、刑務所收入四千四百五十八万六千円、官有物拂下代五千六百四十七万四千円、雜收入五千二百七十六万四千円、宝藏等發行者納付金二億四千円、前年度剩餘金受入三百九十九万四千円、以上總計三億五千七百八十二万四千円である。

二、可決の理由

最近における官公廳職員の生計の狀況に鑑み、既に支給している給與の平均千六百円水準を、昭和二十二年七月以降千八百円水準に引上げて支給することは適切な方策と認める。唯、政府案による地域別支給率はその較差が甚しく、又現行の給與体系も複雑であり、地方財政の狀況も最近窮迫している事情に鑑み、各派共同提案による次の附帶決議を附してこれを可決した次第である。

附帶決議

(一) 昭和二十二年 一般會計予算補正(第四号)の支給率に關しては、地域別支給率の較差の甚しき点に鑑み、官公廳員待遇改善委員會準備委員會と協議の上、適切な措置を講ずべきこと。

(二) 國家公務員給與法案の起草に際しては、給與体系の整備及び確立を期し地域差については適切な考慮をなすこと。

(三) 地方財政の窮迫化に鑑み、地方財政費の支出を徹速、確實に実行し、地方職員の給與の支給に支障なきよう政府において萬般の措置を講ずること。

右報告する。

昭和二十二年九月十三日
予算委員長 鈴木茂三郎
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十二年 特別會計予算補正(特第二号)に關する報告書
一、本予算の趣旨及び目的

この予算は、政府職員に對する一時手当の支給に關する法律が施行されたとき、造幣局、印刷局、專賣局、大藏省預金部、厚生保險、食糧管理、薪炭需給調節、農業家畜再保險、森林火災保險、漁船再保險、國有林野事業、アルコール事業、貿易資金、國有鐵道事業、通信事業、労働者災害補償保險の各特別會計負担分の政府職員に支給すべき一時手当のための特別會計予算である。一時手当の支給額は一人当り平均六百円であつて、給與の千六百円水準と千八百円水準との差額を、七、八、九の三ヶ月分について十二割乃至二割の地域別較差をつけて支給しようとするものである。

各特別會計上の歳出金額は、造幣局二百三十九万四千円、印刷局八百二十二万八千円、專賣局二千七百八十二万四千円、以上總計三億五千七百八十二万四千円である。

出府國務大臣

大藏大臣 栗栖 越夫君
司法大臣 鈴木 榮男君
厚生大臣 一松 定吉君
労働大臣 米窪 清亮君

出席政府委員

司法事務官 奥野 健一君
労働政務次官 土井 直作君
労働事務官 上山 顯君

〔第四十六号参照〕

昭和二十二年 一般會計予算補正(第四号)に關する報告書
一、本予算の趣旨及び目的

この予算は政府職員に對する一時手当の支給に關する法律が施行されたとき、一般會計負担分の政府職員に支給すべき一時手当のための予算である。一時手当の支給額は一人当り平均六百円であつて、給與の千六百円水準と千八百円水準との差額を、七、八、九の三ヶ月分について十二割乃至二割の地域別較差をつけて支給しようとするものである。

この予算に計上されている金額は、歳入歳出とも三億五千七百八十二万四千円であり、この額が昭和二十二年 一般會計予算に追加される額である。

歳入は、國庫、裁判所及び政府機關職員の經費二億五千二百二十九万三千円、地方公共團體における國庫補助職員の經費九百九十八万四千円、小学校及び新制中学校教員に對する經費の二分の一を國庫に對して負担して地方公共團體に補助するものとして六千八百六十一万二千円、警察職員の經費の二分の一を國庫に對して負担するものとして二千四百五十八万八千円、厚生保險特別會計所屬職員に對する支給金の財源の一部を一般會計に對して負担するために二百三十三万七千七百八十一万四千円、以上總計三億五千七百八十二万四千円である。

歳入は、刑務所收入四千四百五十八万六千円、官有物拂下代五千六百四十七万四千円、雜收入五千二百七十六万四千円、宝藏等發行者納付金二億四千円、前年度剩餘金受入三百九十九万四千円、以上總計三億五千七百八十二万四千円である。

二、可決の理由

最近における官公廳職員の生計の狀況に鑑み、既に支給している給與の平均千六百円水準を、昭和二十二年七月以降千八百円水準に引上げて支給することは適切な方策と認める。唯、政府案による地域別支給率はその較差が甚しく、又現行の給與体系も複雑であり、地方財政の狀況も最近窮迫している事情に鑑み、各派共同提案による次の附帶決議を附してこれを可決した次第である。

附帶決議

(一) 昭和二十二年 一般會計予算補正(第四号)の支給率に關しては、地域別支給率の較差の甚しき点に鑑み、官公廳員待遇改善委員會準備委員會と協議の上、適切な措置を講ずべきこと。

(二) 國家公務員給與法案の起草に際しては、給與体系の整備及び確立を期し地域差については適切な考慮をなすこと。

(三) 地方財政の窮迫化に鑑み、地方財政費の支出を徹速、確實に実行し、地方職員の給與の支給に支障なきよう政府において萬般の措置を講ずること。

右報告する。

昭和二十二年九月十三日
予算委員長 鈴木茂三郎
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十二年 特別會計予算補正(特第二号)に關する報告書
一、本予算の趣旨及び目的

この予算は、政府職員に對する一時手当の支給に關する法律が施行されたとき、造幣局、印刷局、專賣局、大藏省預金部、厚生保險、食糧管理、薪炭需給調節、農業家畜再保險、森林火災保險、漁船再保險、國有林野事業、アルコール事業、貿易資金、國有鐵道事業、通信事業、労働者災害補償保險の各特別會計負担分の政府職員に支給すべき一時手当のための特別會計予算である。一時手当の支給額は一人当り平均六百円であつて、給與の千六百円水準と千八百円水準との差額を、七、八、九の三ヶ月分について十二割乃至二割の地域別較差をつけて支給しようとするものである。

各特別會計上の歳出金額は、造幣局二百三十九万四千円、印刷局八百二十二万八千円、專賣局二千七百八十二万四千円、以上總計三億五千七百八十二万四千円である。

二、可決の理由

最近における官公廳職員の生計の狀況に鑑み、既に支給している給與の平均千六百円水準を、昭和二十二年七月以降千八百円水準に引上げて支給することは適切な方策と認める。唯、政府案による地域別支給率はその較差が甚しく、又現行の給與体系も複雑であり、地方財政の狀況も最近窮迫している事情に鑑み、各派共同提案による次の附帶決議を附してこれを可決した次第である。

百十五万三千円、大蔵省預金部三十万二千円、厚生保険四百七十七万八千円、食糧管理二千五百十四万円、薪炭給調部四百三十三万六千円、農業、家畜、再保険五万二千円、森林火災保険五万七千円、漁船再保険三万二千円、國有林野事業千五百六十三万三千円、アルコール事業百三十四万七千円、貿易資金四十四万四千円、國有鐵道事業四億五千三百五十六万六千円、通信事業二億八千四百五十三万三千円、労働者災害補償保険九十万円、以上總計七億七千六百十三万七千円である。尤もこのうち昭和二十二年歳予算の予備費を以て支出されるものが四千三百二十五万五千円である。各特別会計の追加額の總計は七億三千二百八十八万七千円である。

二、可決の理由
最近における官公職員の生計の状況に鑑み、既に支給している給與の平均千六百円水準を、昭和二十二年七月以降千八百円水準に引上げて支給することは、適切な方策と認める。唯政府案による地域別支給率はその較差が甚しく、又現行の給與体系も複雑であり、地方財政の状況も最近窮迫している事情に鑑み、各派共同提案による次の附帯決議を附してこれを可決した次第である。

附帯決議
(一) 昭和二十二年歳特別会計予算補正(特第一号)の支給率に關しては、地域別支給率の較差の甚しき点に鑑み、官公職員待遇改善委員会準備委員会と協議の上、適切な措置を講ずべきこと。

(二) 國家公務員給與法案の起草に際しては、給與体系の整備及び確立を期し地域差については適切な考慮をなすこと。

(三) 地方財政の窮迫化に鑑み、地方財政費の支出を促進、確實に実行し、地方職員の給與の支給に支障なきよう政府において万般の措置を講ずること。

右報告する。
昭和二十二年十月十三日
予算委員長 鈴木茂三郎
衆議院議長松岡洋吉殿

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的
官吏の身分關係等につき、國家公務員法が適用せられるに至るまでの間、暫定的に必要な事項を定める必要を認め、即ち官吏の任免、敘級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、その他給與及び服務に關する事項についての暫定法である。

二、議案の修正議決理由
本案は、大体において、妥當なものとするも國家公務員法案の修正に伴い、必然的に本案の一部及び附則中に修正すべき点ありと認め、別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。
昭和二十二年十月十五日
決算委員長 竹山祐太郎
衆議院議長松岡洋吉殿

(本草案及び修正案)
國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案を次のように修正する。

官吏の任免、敘級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給與に關する事項及び服務に關する事項については、その官職について國家公務員法の規定が適用せられるまでの間、從前の例による。但し、法律又は國家公務員法第十六條の人事院規則を以て別段の定めをなしたときは、その定による。

前項但書の規定による定は、國家公務員法の精神に沿ふものでなければならぬ。

附則
この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第一項中「國家公務員法第十六條の人事院規則」とあるのは、昭和二十三年六月三十日まで「政令」と読み替へるものとし、その政令は、臨時人事委員會の助言に基いて定められなければならない。

國家公務員法案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の目的

旧來の官吏制度を根本的に刷新し、新憲法の下、國家公務員について適用するべき各般の根本基準を掲げ、科學的、合理的な基礎の上に、民主的の方法で、國家公務員を選挙し、且つ指導すべきことを定め、更に國民全体の奉仕者として有能誠実な職員を確保し、以て國民に對し、公務の民主的、且つ能率的な運営を保障することを目的としたものである。

一、議案の要旨
本案は百十一條附則十四條よりなつてゐるがその主なる内容は、大要次の通りである。

第一、適用範圍
本案の適用範圍については、國家公務員の職を一般職と國務大臣その他の特別職とに分け、この法律は一般職に屬するすべての職にこれを適用することに定めてゐる。

第二、人事院の設置
この法律運営の中核機關として本法の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣總理大臣所轄の下に人事院を設置し、公務員の職階、任免、給與、恩給その他公務員に關する

人事行政の綜合調整に関する事項等を掌り、その組織は人事行政を民主的ならしめると同時に、これが運営の嚴正公平を期するため、これを構成する人事官の選任方法、身分の保障等に関し所定の規定を設け、本法の趣旨の達成に遺憾なきを期して

第三、官職の基準

新國家公務員制度の本体をなす事項は、これを官職の基準として

(一) すべて國民はこの法律の適用について平等に取扱われ人種、信條、性別、社会的身分又は門地によつて差別されないといふ平等取扱の原則を定めると共に、この法律に基いて定めらるべき給與、勤務時間その他勤務條件に関する基礎事項は、社会一般の情勢の変化に適應するように、國會の定める手続に従ひ、隨時変更され得るといふ情勢適應の原則を特に掲げてい

(二) 従来の官吏の身分的區別はこれを廢し、國家公務員の職については、その職務と責任の度合いとに應じた精密なる職階制を採用し、國家公務員の任用、給與等は、この職階に應じてなすべきこととして

(三) 職員の採用、昇進等は原則としてすべて試験によることとし、殊に採用試験はすべて國民に對して平等に公開し任用の公正明瞭を期することにして

(四) 國家公務員の能率増進を図るの見地から能率考査の制度を実施し、又教育、訓練、保健、安全保持その他職員の能率増進、福利向上に必要な各般の施設をなすべきことを定めて

(五) 國家公務員の分限及び懲戒に關しては本人の意思に反して罷免その他不利益な処分を行ふのは、法律に列挙する事由に該當する場合に限るものと

(六) 國家公務員の服務に關しては、國家公務員は國民全体の奉仕者として公共のために勤務し、その職務の遂行に當つては全力をあげてこれに専念すべき旨の基準を

この精神に基いて諸般の服務上の規律を

三、議案の修正議決の理由
本案は、旧來の官吏制度の傳統

を一體し、新憲法の下、國民全体の奉仕者としての國家公務員の制度を打ち立てんとするものであつて、新憲法下の新しい國家公務員の在り方として、概な安當と認められるのであるが、更に新憲法の精神を透かし、且つ國家公務員制度のより民主的な運用を期するために

(一) 人事院を人事委員會とし、人事官を人事委員に改めて、人事行政の民主化を徹底すること

(二) 人事委員會の運営に継続性をもち、人事行政に一時も支障のないことを期するため、人事委員の任期に差別をつけること

(三) 公務員を罷免することは、國民固有の權利であるといふ新憲法の精神に則り、直接國民が國家公務員を彈劾する制度を規定すること

等の必要を認め、別紙の通り修正議決した次第である。

なお本法の実施に當り、本法制

定の精神を充分徹底し、政府の処置の遺憾なきことを期するため次の附帶決議を附することとした。

附帶決議

一、内閣は人事委員の選任の基準に關し其の実施前に法案を提出すべきこと。

二、地方團體の公務員法、教員の身分に關する法律、現業總公務員に關する法律等の本法に必要な諸法

制を速かに制定すること。

三、再教育施設につき政府は充分に考慮すること。

四、本法施行の適正円滑化を図るため、政府は國會の委員會と密接なる連絡を図ること。

昭和二十二年十月十五日

決算委員長 竹山祐太郎

衆議院議長 松岡洋吉

國家公務員法案を次のように修正する。

第一章 總則

第二章 人事院

第三章 官職の基準

第一節 通則

第二節 職階制

第三節 試験及び任免

第一款 通則

第二款 試験

第三款 任用候補者名簿

第四款 任用

第五款 休職、復職、退職及び免職

第四節 給與

第一款 給與率則

第二款 給與の支拂

第五節 能率

第六節 分限、懲戒及び保障

第一款 分限

第二款 懲戒

第三款 保障

第四款 對勞務條件に關する行政指撥の要求

第五款 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

第六款 公務傷病に對する補償

第七款 服務

第八款 退職者に對する恩給

第四章 罰則

附則

國家公務員法

第一章 總則

第一條 この法律は、國家公務員

(この法律で國家公務員には、國會議員を含まない。)たる職員について適用すべき各般の根本基準を掲げて、職員が職務の遂行に當り、最大の能率を發揮し得るよう

に、民主的な方法で、これを達成し、且つ、指導すべきことを定め、以て

國民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

(一般職及び特別職)

第二條 國家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一般職は、特別職に属する職以外の國家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、左に掲げる職員のものとする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 内閣官房長官
- 四 内閣官房次長
- 五 法制局長官
- 六 各省政務次官
- 七 各省次官
- 八 各省参事官
- 九 建設院の長及び終戦連絡中央事務局の長
- 十 内閣總理大臣秘書官(三人以内)及びその他の秘書官(國務大臣又は特別職たる機関の長の各、につき一人)
- 十一 任命について國會又はその兩院若しくは一院の選挙、議決又は同意によることを必要とする職員
- 十二 現業廳、公團その他これらに準ずるものの職員で、法律又は人事官規則で指定するもの
- 十三 顧問、参事、委員その他これらに準ずる職員で、法律又は人事官規則で指定するもの
- 十四 單純な勞務に雇用される者
- 十五 宮内府長官、侍從長及び侍從並びに法律又は人事官規則で

指定する宮内府のその他の職員
十六 大使及び公使
十七 裁判官並びに最高裁判所長官、官廳書記官(一人)及び裁判所調査官

第十八 國會職員

この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といひ、その職を占める者を職員といふ)に、これを適用する。

この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定めがない限り、特別職に属する職員は、これを適用しない。

第三章 人事官

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、人事官を置く。

人事官は、左に掲げる事務を掌る。

一 職員の職階、任免、給與、恩給その他職員に関する人事行政の總合調整に関する事項

二 職員の試験に関する事項

三 その他法律に基きその権限に委せしめられた事項

(職員)
人事官は、左の職員を置く。

第四條 人事官は、左の職員を置く。

人事官長 一人
人事官 三人

人事官は、一人が高等で、

第五條 人事官は、一人が高等で、

民主的な統治組織と成續本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に關し職見を有する年齢三十五年以上の者の中から兩議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。

人事官の任命については、衆議院が同意して參議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て兩議院の同意とする。

人事官の任免は、天皇が、これを承認する。

左の各号の一に該当する者は、人事官となることができない。

一 禁治産者若しくは准禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四号に規定する罪を犯し刑に処せられた者

三 第三十八條第三号又は第五号に該当する者

任命の日以前一年間において、政党的役員であつた者又は任命の日以前一年間において、公選による國若しくは都道府縣の公職の候補者となつた者は、人事官規則の定めるところにより、人事官となることができない。

人事官の任命については、その中の二人が、同一政党内に属し、又は同一の大學学部若しくは高等學校における同一学科(学科の区分のない大學については同一学部)を卒業した者となることとなつてはならない。

(官署及び服務)
第六條 人事官は、任命後、人事官規則の定めるところにより、最高裁判所長官の面前に出席し、宣誓を署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

第三章第七節の規定は、人事官にこれを適用する。

(任期)
第七條 人事官の任期は、六年とする。但し、補欠の人事官は、前任者の残任期間に在任する。

人事官は、これを再任することとすることができる。但し、引き續き十二年を超えて在任することはできない。

人事官であつた者は、退職後一年間は、人事官の官廳以外の官職に、これを任命することができない。但し、人事官規則の定める場合においては、この限りでない。

(退職及び罷免)
第八條 人事官は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

一 第五條第四項各号の一に該当するに至つた場合

二 内閣總理大臣の訴追に基き、公開の彈劾手續により罷免を可とする決定された場合

三 人事官として引き続き十八年在任するに至つた場合

前項第二号の規定による彈劾の事由は、左に掲げるものとする。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪へないこと

二 職務上の義務に違反し、その他人事官たるに適しない非行があること

人事官の中、二人以上が同一の政党内に属することとなつた場合においては、これらの者の中一人以外の者は、内閣が兩議院の同意を経て、これを罷免するものとする。

但し、人事官規則の定める場合においては、内閣は、ただちに、これを罷免することができる。

前項の規定は、政党内閣關係について異動のなかつた人事官の地位に、影響を及ぼすものではない。

第五條第二項の規定は、第三項の場合に、これを適用する。

第三項の場合を除く外、人事官は、その意に反して罷免されることとしない。

(人事官の彈劾)
第九條 人事官の彈劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行ふ。

内閣總理大臣は、人事官の彈劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならぬ。

内閣總理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る人事官に送付しなければならない。

最高裁判所は、第三項の書面を受理した日から三十日以上九十日

ることができる。

前二項の場合においては、人事院は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(法令の制定改廃に関する意見の申出)

第二十三條 人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に関し意見があるときは、その意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。

(業務の報告)

第二十四條 人事院は、毎年、内閣総理大臣に対し、内閣総理大臣の定めるところにより、その業務の状況を報告しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の報告を公表しなければならない。

(人事主任官)

第二十五條 総務廳及び各省並びに人事院規則で指定するその他の機関には、その廳の職員として人事主任官を置かなければならない。

人事主任官は、人事に関する部局の長となり、前項の機關の長を助け、人事に関する事務を掌る。

(人事主任官會議)

第二十六條 この法律の実施に関し、人事院と總理廳、各省及びその他の機關の間における緊密な連絡及び相互の協力に遺憾なきを期するため、人事院に人事主任官會議を置く。

人事主任官會議は、議長及び委員を以て、これを組織する。

議長は、事務局長を以て、委員

は前條の人事主任官を以て、これに充てる。

人事主任官會議は、人事行政に関する重要事項につき、總裁に建議することができる。

前四項に定めるものの外、人事主任官會議に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

第三章 官職の基準

第一節 通則

(平等取扱の原則)

第二十七條 すべて國民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信條、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されてはならない。

(情勢適應の原則)

第二十八條 この法律に基いて定めらるべき給與、勤務時間その他勤務條件に關する基準事項は、社会一般の情勢の変化に適應するように、國會の定める手續に従ひ、随時変更せられうるものとする。

第二節 職階制

(職階制の確立)

第二十九條 職階制は、法律でこれを定める。

(職階制の適用)

第三十條 職階制は、職階制を実施することができるものから、逐次これを実施しなければならない。

職階制の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(官職の格付)

第三十一條 職階制を実施することとなつた場合においては、人事院は、人事院規則の定めるところにより、職階制の適用されるすべての官職をいづれかの職階及び等級に格付しなければならない。

る者に對しては、同一の幅の俸給が支給されるように、官職の分類整理がなされなければならない。

前三項に關する計畫は、この法律の実施前に國會に提出して、その承認を得なければならない。

(職階制の実施)

第三十二條 職階制が適用される官職については、任用の資格要件及び俸給支給の基準としては、職階制によらない分類をすることはできない。

(任用の根本基準)

第三十三條 すべて職員は、その者の受驗成績、勤務成績又は

その他の能力の実証に基いて、これを行う。

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第一節 通則

(任用、採用、昇任及び降任並びに轉任の定義)

第三十四條 この法律において任用とは、採用、昇任、降任及び轉任をいう。

この法律において採用とは、昇任、降任及び轉任以外の方法によつて官職に任命することとをいう。

この法律において昇任とは、現に官職に就いている者にその官職と同一の職階及び等級に属する他の職又は同一職の他の部署の官職に任命することとをいう。

(欠員補充の方法)

第三十五條 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定めのある場合を除いては、採用、昇任、降任又は轉任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。

る。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合、この限りではない。

(採用の方法)

第三十六條 職員の採用は、競争試験によるものとする。但し、人事院規則の定める職階及び等級について、人事院の承認があつた場合は、競争試験以外の能力の実証に基く試験の方法によることを妨げない。

前項但書の選考は、人事院の定める基準により、人事院又はその定める選考機關が、これを行う。

職員の採用は、前二項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、採用すべき官職と同一の職階で、且つ、同等以上の等級の官職に、従前在職したことのある者の中から、これを行うことができる。

(昇任の方法)

第三十七條 職員の昇任は、その官職と同一の職階に属する直近下級の等級の官職の在職者の間における競争試験(以下試験とす)によるものとする。但し、人事院は、任命権者の請求に基き、試験を受ける者の範圍を、その所轄部内の職員に限ることができる。

昇任すべき官職の職務及び責任に鑑み、人事院が、当該在職者の間における試験によることを適当でないとする場合においては、昇任は、当該在職者の従前の勤務歴

續に其く選考により、これを行
うことができる。

前條第二項の規定は、前項の選
考にこれを準用する。

(欠格條項)

第三十八條 左の各号の一に該当す
る者は、人事院規則の定める場合
を除く外、官職に就く能力を有
しない。

一 禁治産者及び禁治産者
二 禁錮以上の刑に処せられ、そ
の執行を終るまで又は執行を
受けることがなくなるまでの者

三 懲戒免職の処分(第八條第二
項第二号の事由による罷免によ
るその他人事院規則の定める懲
戒免職の処分)に準ずるものを
含む。を受け、当該処分の日から
二年を経過しない者

四 人事院の人事官又は事務局長
の職にあつて、第八條又は第
百九條第三号に規定する罪を犯
し刑に処せられた者

五 日本國憲法施行の日以後にお
いて、日本國憲法又はその下に
成立した政府を暴力で破壊する
ことを主張する政党その他の團
体を結成し、又はこれに加入し
た者

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九條 何人も、左の各号の一
に掲げる事項を実現するために、
金錢その他の利益を授受し、提供
し、要求し、若しくは授受を約束
し、○脅迫、強制その他これに類
する方法を用い、○直接たると間

接たるとを問はず、公の地位を利
用し、○その利用を提供し、要求
し、若しくは約束し、又はこれら
の行為に關與してはならない。

一 退職若しくは休職又は任用の
不承諾

二 試験若しくは任用の志望の撤回
又は任用に対する競争の中止
三 任用、昇給、留職その他官職
における利益の実現又はこれら
のことの推遷

(人事に関する虚偽行為の禁止)

第四十條 何人も、試験、選考、任用
又は人事記録に關して、虚偽又は
不正の陳述、記載証明、採点、判
断又は報告を行つてはならない。

(受驗又は任用の阻害及び情報提
供の禁止)

第四十一條 試験機關に属する者そ
の他の職員は、受驗若しくは任用
を阻害し、又は受驗若しくは任用
に不当な影響を與ふる目的を以て
特別若しくは秘密の情報を提供し
てはならない。

第二款 試験

(試験実施の場合)

第四十二條 試験は、人事院規則の
定めるところにより、職種及び等
級に應じ、これを行ふ。

(受驗の欠格條項)

第四十三條 第四十四條に規定する
資格に關する制限の外、官職に就
く能力を有しない者は、受驗する
ことができない。

(受驗の資格要件)

第四十四條 人事院は、人事院規則
に、人事院は、人事院規則

則により、受驗者に必要な資格と
して職種及び等級に應じ、その職
務の遂行に欠くことのできない最
小限度の客觀的且つ画一的な要件
を定めることができる。

(試験の内容)

第四十五條 試験は、職務遂行の能
力を有するかどうかを判定するこ
とを以てその目的とし、その内容
は、實際的なものであることを要
する。

(採用試験の公開平等)

第四十六條 採用試験は、人事院規則
の定める受驗の資格を有するす
べての國民に對して、平等の條件
で公開されなければならない。

(採用試験の告知)

第四十七條 採用試験の告知は、公
告によらなければならない。

前項の告知には、その試験に係
る職種及び等級についての職務及
び責任の概要及び給與、受驗の資
格要件、試験科目及びその各科目
の比重、試験の時期及び場所、願
書の入手及び提出の場所、時期及
び手続その他の必要な受驗手続並
びに人事院が必要と認めるその他
の注意事項を記載するものとす
る。

第一項の規定による公告は、人事院規則の定めるところにより、

受驗の資格を有するすべての者に
對し、受驗に必要な事項が漏れな
く判明することできるように、
これを行わなければならない。

人事院は、受驗の資格を有する
人事院は、受驗の資格を有する
と認められる者が受驗するよう
に、常に、努めなければならない。

(試験機関)

第四十八條 試験は、人事院規則の
定めるところにより、人事院の定
める試験機関が、これを行ふ。

(試験の時期及び場所)

第四十九條 試験の時期及び場所
は、國內の受驗資格者が、無理な
く受驗することができるよう、
これを定めなければならない。

第三款 任用候補者名簿

(名簿の作成)

第五十條 試験による職員任用に
ついては、人事院規則の定めると
ころにより、職種及び等級に應
じ、任用候補者名簿(採用候補者
名簿及び昇任候補者名簿)を作成
するものとする。

(採用候補者名簿に記載される者)

第五十一條 採用候補者名簿には、
当該職種及び等級の官職に採用す
ることができるとして、採用試
験において合格点以上を得た者の
氏名及び得点を、その得点順に記
載するものとする。

(昇任候補者名簿に記載される者)

第五十二條 昇任候補者名簿には、
当該職種及び等級の官職に昇任す
ることができるとして、昇任試
験において合格点以上を得た昇任
候補者の氏名及び得点を、その得
点順に記載するものとする。

(名簿の閲覧)

第五十三條 任用候補者名簿は、受
驗者、任命者その他関係者の請求
に應じて、常に閲覧に供されなけ
ればならない。

(名簿の失効)

第五十四條 任用候補者名簿が、そ
の作成後一年以上を経過したと
き、又は人事院の定める事由に該
当するときは、何時でも、人事院
は、任意に、その全部又は一部を
失効させることができる。

第四款 任用

(任命権者)

第五十五條 職員任用は、採用試
験による場合、昇任試験による場
合又はその他の場合を問はず、す
べて任命権者が、これを行ふ。

任命権は、法律に別定の定め
のある場合を除いては、その官職の
等級の別に従い、政令の定めると
ころにより、内閣、内閣総理大臣
又は各大臣その他の機関の長に属
する。

前項に規定する機関の長たる任
命権者は、政令の定めるところに
より、その任命権を、その部内の
上級の職員に限り委任することが
できる。

(採用候補者名簿による採用の方
法)

第五十六條 採用候補者名簿による
職員任用は、当該採用候補者名
簿に記載された者の中、採用すべ
き者一人につき、試験における高
点順の志望者五人の中から、これ
を行ふものとする。

(昇任候補者名簿による昇任の方
法)

第五十七條 昇任候補者名簿による
職員任用は、当該昇任候補者名
簿に記載された者の中、採用すべ
き者一人につき、試験における高
点順の志望者五人の中から、これ
を行ふものとする。

第五十七條 昇任候補者名簿による

職員は、当該昇任候補者名簿に記載された者の中、昇任すべき者一人につき、試験における高次順位の志望者五人の中から、これを行うものとする。

(任用候補者の推薦)

第五十八條 任命権者が職員を採用し、又は昇任しようとする場合において、その請求があるときは、人事委員会、人事院規則の定めるところにより、任命権者に対し、当該任用候補者名簿に記載された任用候補者の中から任用の候補者たるべき前二條の規定による員数の者を提示しなければならない。

(條件附採用規則)

第五十九條 人事院規則の定める職種及び等級の職員の採用は、すべて條件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

條件附採用に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

(臨時の任用)

第六十條 任命権者は、人事院規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に關する場合又は任用候補者名簿がない場合には、人事委員会の承認を得て、六月を超えない任期で、臨時の任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事院規則の定めるところにより、人事院の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはできない。

人事委員会の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはできない。

(臨時の任用につき)

人事委員会は、臨時の任用につき、職種又は等級により、その員数を制限し、又は、任用される者の資格要件を定めることができる。

人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時の任用を取り消すことができる。

臨時の任用は、任用に際して、いかなる優先権をも與えるものではない。

前四項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律及びこれに基いて発する政令及び人事院規則を適用する。

第五款 休職、復職、退職及び免職

第六十一條 職員の休職、復職、退職及び免職は任命権者が、これを進行する。

第四節 給與

(給與の根本基準)

第六十二條 職員の給與は、その官職と職務と責任に應じてこれをなす。

前項の規定の趣旨は、できるだけ速かに、且つ、現行制度に適當な考慮を拂いつつ、可能な範圍において、達成せられるべきものとする。

第一款 給與準則

(給與準則による給與の支給)

第六十三條 職員の給與は、法律により定められる給與準則に基いてなされ、これに基かずに、いかなる金銭又は有價物も支給せられることはできない。

(人事委員会の調査研究)

人事委員会は、必要な調査研究を行い、職務制に適合した給與準則を立案し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(俸給表)

第六十四條 給與準則には、俸給表が規定されなければならない。

俸給表には、等級ごとに俸給額が一定の幅を以て、明確に定められ、且つ、生計費、民間における賃金その他の事情を考慮して定めらるべきものとする。

(給與準則に定むべき事項)

第六十五條 給與準則には、前條の俸給表の外、左の事項が規定されなければならない。

- 一 同一等級内における俸給の昇給の基準に關する事項
- 二 その官職に職務制が初めて適用せられる場合の給與に關する事項
- 三 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に對する給與に關する事項
- 四 特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に對する手当に關する事項
- 五 常時勤務を要しない官職、生活に必要な施設の一部又は一部を官給する官職その他勤務條件の特別なものについて、人事院のなす給與の調整に關する事項

前項第一号の基準は、勤務期間、勤務能率その他勤務に關する諸要件を考慮して定められるものとする。

(給與額の決定)

第六十六條 職員は、その官職につき職務制において定められた職種及び等級について給與準則の定める俸給額が支給せられる。

職員の給與準則の基準を決定する場合においては、職務に關する事項によつて、差別が設けられてはならない。

(給與準則の改訂)

第六十七條 人事委員会は、給與準則に關し、常時、必要な調査研究を行い、給與額を引き上げ、又は引き下げる必要を認めるときは、遅滞なく改訂案を作成して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第五節 能率

(能率の根本基準)

第七十一條 職員の能率は、充分に發揮され、且つ、その増進がはからなければならない。

前項の根本基準の実施につき、必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

人事委員会は、職員の能率の發揮及び増進について、調査研究を行い、これが確保のため適切な方策を講じなければならない。

(勤務成績の評定)

第七十二條 職員の職務について、その所轄職員の長は、定期的な勤務成績の評定を行い、その評定の結果に應じた措置を講じなければならない。

人事委員会は、前項の勤務成績の評定及びその記録に關し必要な事項を定める規則を制定し、且つ、この

法律の趣旨に即つて職員の能率の発揮及び増進のためにとるべき措置を閣議議長に勧告する権限を有する。

人事委員は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に関する事項及び成績のいじりしう不良な者に対する矯正方法に関する事項を立案し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(能率増進計画)

第七十三條 人事院及び関係職の長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

- 一 職員の教育訓練に関する事項
- 二 職員の保健に関する事項
- 三 職員の元氣回復に関する事項
- 四 職員の安全保持に関する事項
- 五 職員の厚生に関する事項

前項の計画の樹立及び実施に関し、人事院は、その総合的企画並びに関係各廳に対する調整及び監視に當る。

第六節 分限、懲戒及び保障

(分限、懲戒及び保障の根本基準)

第七十四條 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第一款 分限

第七十五條 職員は、法律に定める

事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(欠格による失職)

第七十六條 職員が第三十八條各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

第七十七條 職員の職務に關する規程は、別に法律でこれを定める。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十七條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が著がらない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その職務又は等級の官職に必要な適格性を欠く場合

(本人の意に反する休職の場合)

第七十八條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に關し起訴された場合

(休職の効果)

第七十九條 前條第一号の規定による休職の期間は、満一年とし、休職期間中その故障の消滅したときは、速やかにこれに復職を命ずるものとし、休職のまま満期に至つたときは、当然退職者とする。

前條第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(適用除外)

第八十條 左に掲げる職員の分限については、第七十五條、第七十七條乃至前條及び第八十八條乃至第九十二條の規定は、これを適用しない。

- 一 臨時職員
- 二 條件附採用期間中の職員
- 三 官制若しくは定員の改廢又は予算の減少に因り廃職又は過員となつた職員
- 四 職務制による官職の格付の改正の結果、降給又は降任と同一の結果となつた職員

前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

第一項第三号に掲げる者のいづれを降任し、休職し、又は免職すべきかは、勤務成績その他の能力の実証に基いて、これを定める。

第二款 懲戒

(懲戒の場合)

第八十一條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、これに對し懲戒処分として、免職、停職、減給又は訓戒の処分をすることができる。

人事院規則に違反した場合は、人事院規則に違反し、又は職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 國民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(懲戒の効果)

第八十二條 停職の期間は、一月以上一年以下とする。

停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。

停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

減給は、一月以上一年以下俸給の三分の一以下を減ずる。

(懲戒補償)

第八十三條 懲戒処分は、任命権者が、これを行ふ。

(刑事裁判との関係)

第八十四條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間は、同一事件に關し懲戒の手続を進めることができる。

第三款 保障

第一目 勤務條件に關する行政措置の要求

第八十五條 職員は、俸給、給料その他のあらゆる勤務條件に關し、人事院に對して、人事院又はその職員の所轄職の長により、適當な行政上の措置が行われることを要求することができる。

(事案の審査及び判定)

第八十六條 前條に規定する要求のあつたときは、人事院は、必要と認める調査、口頭審理その他の事実審査を行い、一般國民及び関係者に公平なように、且つ、職員の能率を發揮し、及び増進する見地において、事案を判定しなければならない。

(判定の結果採るべき措置)

第八十七條 人事院は、前條に規定する判定に基き、勤務條件に關し一定の措置を必要と認めるときは、その権限に屬する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄職の長に對し、その実行を勧告しなければならない。

第二目 職員に對する不利な処分に関する審査

(職員の意に反する降給等の処分に關する説明書の交付)

第八十八條 職員に對し、その意に反して、降給し、降任し、休職し、免職し、その他これに對しいじりしう不利な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、その処分を行う者は、その職員に

對し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならぬ。

職員が前項に規定するいぢるしく不利な処分を受けたと認料する場合に、同項の説明書の交付を請求することができる。

(審査請求)

第八十九條 前條第一項に規定する処分を受けた職員は、処分説明書を受領した後三十日以内に、人事院に、その審査を請求することができる。

(調査)

第九十條 前條に規定する請求を受領したときは、人事院又はその定める機関は、ただちにその審査を調査しなければならない。

前項に規定する場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求があつたときは、公開して行われなければならない。

処分を行つた者又はその代理者及び処分を受けた職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ、並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

前項に掲げる者以外の者は、当該審査に關し、人事院に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

(調査の結果を要すべき措置)

第九十一條 前條に規定する調査の結果、処分が正当であることが判

明したときは、人事院はその処分を確定しなければならない。

前條に規定する調査の結果、その処分が事実と相違し、その他正当でないことが判明したときは、人事院は、その処分の取消又は変更、その職員の官職上の権利の回復、その職員がその処分の結果受けた不正の訂正及びその職員がその処分の結果受けた給與に關する補償につき、その職權に關するものは、自らこれを實行し、その他のものは、これに關する意見を内閣総理大臣に申出なければならない。

内閣総理大臣は、前項に規定する申出のあつた場合においては、その申出の趣旨に従ひ、その職員の所轄の長に對し、指示を與える等必要な措置を講じなければならない。

第三目 公務傷病に對する補償

(公務傷病に對する補償)

第九十二條 職員が公務に著し死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくはこれに起因して死亡した場合における、本人及びその直接扶養する者がこれによつて受ける損害に對し、これを補償する制度が樹立し実施せられなければならない。

前項の規定による補償制度は、法律によつてこれを定める。

(法律に規定すべき事項)

第九十三條 前條の補償制度には、左の事項が定められなければならない。

一 公務上の負傷又は疾病に起因

した活動不能の期間における経済的困難に對する職員の保護に關する事項

二 公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害せられた場合におけるその職員の受ける損害に對する補償に關する事項

三 公務上の負傷又は疾病に起因する職員の死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡當時その収入によつて生計を維持した者の受ける損害に對する補償に關する事項

(人事院の補償制度立案の責務)

第九十四條 人事院は、なるべく速かに補償制度の研究を行い、その成果を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第七節 服務

(服務の根本基準)

第九十五條 すべて職員は、國民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の履行に當つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

前項に規定する根本基準の実施に關し必要な事項は、この法律に定めものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(服務の宣誓)

第九十六條 職員は、人事院規則の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令及び上司の命令に従ふ義務)

第九十七條 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に、法令に従ひ、且つ、上司の職務上の命令

に従ふなければならない。但し、上司の職務上の命令に對しては、意見を述べることが出来る。

(信用失墜行為の禁止)

第九十八條 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官廳全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第九十九條 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に關する事項を發表するには、所轄の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相當する官職の所轄の長)の許可を要する。

前項の許可は、法律又は人事院規則の定める條件及び手續に係る場合を除いては、これを要することができない。

(職務に専念する義務)

第一百條 職員は、特別の事情により所轄の長の承認を受けた場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

(政治的行為の制限)

第一百一條 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問はず、これらの行為に關與してはならない。

職員は、人事院規則で別段の定をした場合を除いては、公選による公職の候補者となることができない。

(私企業からの離職)

第一百二條 職員は、開業、工務又は金融業その他營利を目的とする私企業(以下營利企業といふ)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら營利企業を営んでならない。

職員であつた者は、その退職後二年間は、その退職前二年間に在職していた官職と職務上密接な關係にある營利企業を代表する地位に就いてはならない。

前二項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄の長の許可を得た場合には、これを適用しない。

營利企業について、株式所有の關係その他の關係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に對し、人事院は、人事院規則の定めるところにより、株式所有の關係その他の關係について報告を徴することができる。

人事院は、人事院規則の定めるところにより、前項の報告に基づき、企業に對する關係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適當でないとき、その

て、その指定する官職に在任する者は、人事委員会規則の定めるところにより、この法律に基く試験又は選考に合格し、その他の官職の属する職種及び等級に必要な資格要件を具備し、且つ、この法律に基く手続によりその官職に就いた者とみなす。但し、附則第十一條に規定する者については、この限りでない。

第十條 前條の規定による官職の指定があつた場合において、その官職に任用される臨時職員については、任命権者は、人事委員会の承認を得て、第六十條第一項に規定する任期に関する制限にかかわらず、前條の規定により指定された日から三年を超えない期間、その者を在任させることができる。

第十一條 人事委員会の指定する日において、総理府若しくは各省の外局若しくは内局又は人事院の指定する機関の長及び次長その他これらに準すべき官職で人事院の指定するものに在任する者は、人事委員会規則の定めるところにより、その際前條の規定による臨時職員に任用されたものとみなす。但し、その在任は、昭和二十三年七月一日から三年を超えることはできない。

前項に規定する官職については、人事委員会は、遅くとも昭和二十三年七月一日から二年以内に、職階の格付及び試験又は選考の実施ができるように努めなければならない。

第十二條 第九十九條の規定は、従

前職員であつた者で同條の規定施行前退職した者についても、これを適用する。

第十三條 外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、檢察官その他の一般職に属する職員に關し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事委員会規則を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一條の精神に反するものであつてはならない。

第十四條 この法律の各規定施行又は適用の際、現に効力を有する政府職員に關する法令の規定の改廃及びこれらの規定の適用を受ける者について、必要な経過的特例その他の事項は、法律又は人事委員会規則でこれを定める。

宛 東京都新宿区市ヶ谷本村町 印刷局